

利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会  
第二次提言（案）への意見募集で寄せられたご意見に対する考え方

---

平成 22 年 5 月

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
<b>I CGMに関する検討について</b>		
<p>○ 総論</p>	<p>1)「CGMに関する検討について」</p> <p>ア)ミニメールの内容確認</p> <p>ミニメールの内容確認について提言の中では、送信者と事業者の関係性だけを見て受信者の安全を守るかのよう にまとめられているが、次のような問題が触れられていない。</p> <p>a)送信者が送信する内容を確認する事に同意が得られたと仮定しても、送信内容が受信者の秘密に関する内容で あって、その扱いに対する基準が送信者と差がある場合等、送信者は受信者に対し不法行為を行ってしまう事案 が想定されていない。この場合、送信者に対し同意を迫った事業者は不法行為を教唆した立場となり、責任を全く 追わないとは言えなくなるのではないか。</p> <p>b)確認行為を行うと言う事は事業者側に何らかの取り扱い情報が残る事となる。もし、何らかの事情により当該情報 が外部に漏洩された場合、通信の秘密の漏洩に整理すべきと考えられるが、単に個人情報保護の観点のみで処 理される危険性もあるが、この部分に深く言及されていない。</p> <p>c)今回の整理が実施されたとしても、海外におけるサービスを越境して相互に利用した場合、問題に抜け道ができ てしまうばかりか、国内の一般的な常識と海外の常識の差異を利用し、新たなトラブルが発生する事は他のサー ビスで同類の問題が生じている事からも容易に想定できる。この観点での問題整理が全くされていない。</p> <p>d)ミニメールの内容確認を行うという事は事業者に「違法性についての判断」を求める負担を強いる事であり、電気 通信市場の発展に影響を及ぼすだけでなく、この手の行為は一般的にアウトソーシングされる事も容易に思慮さ れ、その事に関する権利問題等々法令解釈の整理が全くされていない。</p> <p>e)今回のまとめが行われても新たなトンネル行為は簡単に着想できる。これは問題に効果的でないと言う単なる否 定意見ではなく、その事がミニメールの検閲を行う事業者を負担だけ強いて他のサービスに顧客を奪わせる事も 考えられる。</p> <p>以上の理由より、継続審議としての中間総括にとどめるべきである。</p> <p>イ)「利用者年齢認証の確実化」について利用者年齢認証の確実化については下記のような問題がある。</p> <p>a)利用者の中には、その割合は確認されていないが「現実逃避」や「もう一つの自分」を楽しむために年齢、性別、環 境について個別の発想において想像し、その情報等を使用して利用されている人々が存在するが、これらの人々 の権利を教育が届かない青年の救済目的で制限してしまう事が妥当なのか議論がされていない。</p> <p>b)利用者の中には、年齢確認が行われる事によって固定概念等から不要な情報が集まり、また必要な情報が入手 できない不利益を嫌い、問題とされている部分とは全く違う次元での情報入手などの目的で、あえて情報を曖昧に</p>	<p>ア)</p> <p>提言(案)は、「ミニメール」の内容確認と通信の秘密 との関係を整理したものです。</p> <p>a)について、通信内容の秘密性は通信の当事者の間で 相互に委ねられているため、送信者が通信の内容を確認 することに同意している場合、通信の秘密の侵害に は該当しないと考えます。</p> <p>b)について、本取組はCGM運営者が青少年保護の目 的で内容確認を行うものであり、外部漏えい等が生じな いよう、通信の秘密を保障した電気通信事業法や個人 情報保護法に照らし適切な対応が求められると考えま す。</p> <p>c)について、今後の参考意見として承ります。</p> <p>d)について、提言(案)は、事業者の自主的取組として 内容確認が行われることを前提として、事業者が対策 を講じることができる環境づくりのために法的整理を行 うものです(提言(案)9頁)。</p> <p>e)について、提言(案)は事業者の自主的取組として行 われることを前提とするものであり、実際に取組が実施 された場合には、その効果や新たに生じる課題につ き、一定の期間を置いた上で客観的な検証を行う必要 があると考えます(提言(案)27頁)。</p> <p>イ)</p> <p>a)について、提言(案)は、危機対応能力が低い等の理 由で青少年に生じている福祉被害が社会問題化してい ることを踏まえ、関係者が有効な対策を速やかに講じ ていく必要性を提起したのですが、青少年保護対策</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>したいと希望する人たちも存在する。これは、個人のフィルタリング行為であり、この機能が失われる事での損失は少なくないと考えられる。</p> <p>c) 同業他社を貶めるため、巧妙に情報詐称して潜入し問題を起こした後に確認行為に過失があったとして騒ぎ立て、結果、廃業に追い込まれる事案は真偽が定かではないが、頻繁に聞かれる事であるが、このようなリスクを事業者に負わせるのは過剰な要求ではないか。</p> <p>d) そもそもマスメディアに大きく取り上げられる事件とは別に日常行われている中にある様々な問題行為は、意図的に系列の事業者をトンネルさせて行われており、遵法意識等皆無であるこれら事業者は、追跡される事を意識し新規事業者を乱立させては使い捨てる行為を繰り返しており、規制に関する負担が重くなる一方で効果が得られないのではないのか。</p> <p>以上の理由より、年齢確認の確実化については根本からの見直しを求めます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 53)</p>	<p>の在り方について定期的に振り返る等の柔軟性も求められるものと考えます(提言(案)27頁)。</p> <p>b)について、今後の参考意見として承ります。</p> <p>c)について、ご指摘のような事案の真偽は定かではないと考えますが、本取組はあくまで事業者の自主的取組として行われることを前提とするものです。</p> <p>d)について、今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>全体として、問題提起自体が誇張されたもので、更にその対策も効果が期待できないものであり、その上憲法上の国民の権利の侵害、利用者の費用負担の増加、およびサービス品質の低下を招くものと考えます。</p> <p>事業者や利用者の任意を強調しているものの、国家的に行政機関の権限は強く、行政指導の下で事業者の任意性が確保されるかに疑問があります。</p> <p>その結果として事業者が一律で採用した場合、利用者の選択の自由も損なわれます。</p> <p>一方、日本国外のサービスには日本の行政権限が及ばず、また要請も軽視されるため、本提言には全く意味がないこととなります。また欧米では消費者の権利には敏感であり、プライバシー保護等が重視されているとされます。</p> <p>本提言を実行した最終的な結果としては、日本のサービスは利用者軽視、高額、および低品質で、日本国外のサービスは利用者尊重、低額、および高品質となり、必然的に一般的な利用者は日本国外のサービスを選択するようになります。</p> <p>IT産業では日本企業の劣勢が危惧されている中、属人的なCGMサービスすらも国外企業に支配されることになると強く懸念しています。</p> <p style="text-align: right;">(個人 73)</p>	<p>CGM利用に伴う問題は、児童被害に関する統計等を踏まえて喫緊の社会的問題と指摘されているものであり(提言(案)27頁)、提言(案)は、事業者の自主的取組として行うことを提案するものであり、ご指摘のように行政指導に基づいて事業者に負担を強いるものではありません。</p> <p>また、提言(案)に基づく取組は、一時的にはサービスの利便性を損なう側面もありますが、究極的には、利用者保護と事業者の信頼性向上につながるものと考えます(提言(案)8頁)。</p>
	<p>第二次提言(以下、本提言)では、現状の問題点、システムで担保することができる(かもしれない)年齢の確認方法とその問題点等が網羅的にまとめられていると考えます。技術的あるいはプライバシー上の問題点は、恐らく別にも指摘があると思いますので、ここでは別の観点から申し上げたいと思います。</p> <p>所管官庁が異なることは重々承知していますが、私は本提言では教育という観点が大きく欠落しているところが問題であると考えます。</p> <p>一般に、ユーザーが利用する情報システムは、ユーザーの情報システムに関する知識水準を前提として設計され</p>	<p>ご指摘のとおり、利用者に対する啓発活動は重要であると考えます(提言(案)28頁)。</p> <p>総務省として、情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力の向上のための施策を引き続き展開していくことが重要と考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>るべきです。</p> <p>現在、青少年を含めてこれだけ広く情報端末が普及しているにも関わらず、学校教育における「情報」の体系的な教育は高校に入るまでは行われていないのが現状です。また、これは必ずしも携帯電話やインターネットを安全に利用することを目的としている教科でもありません。</p> <p>つまり、高校生以下の青少年に対する携帯電話やインターネットの安全な使い方に関する教育については、誰も責任を持っていないということです。家庭における教育が担うことが前提なのかもしれませんが、ここまで普及しているコミュニケーションツールについては、国や自治体が責任を持って教育をしても良いと考えます。</p> <p>このように、CGMの利用に関して青少年保護を考えるのであれば、まず最初に行うべきなのは、学校教育課程に携帯電話とインターネットの安全な使い方を組み込むことであると考えます。</p> <p>CGMを利用することについての問題は、システム上で年齢確認を通じて解決できることもあるかもしれませんが、根本的に解決が可能であるとは考えられません。自分の年齢がサイトの運営者に通知されるということの意味すら、きちんと教育を受けていないユーザーには正しく理解できないはずで。</p> <p>総務省では「光の道」構想が検討されていると存じていますが、インフラを整備しても正しく、また効果的に利用してくれるユーザーがいてこそです。子供の頃からのICT教育とICTを活用した教育を徹底することを通じて、豊かな消費者を生み出すことができると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 88)</p>	
	<p>今回の提言でも「青少年保護」「DPI技術」について、「通信の秘密」「検閲の禁止」について非常に慎重な意見をとっており、好感が持てます。ただ、通信業者、あるいは他に関して例外を認めることには反対です。提供するものが限定的である以上、寡占になれば選択肢が事実上無くなります。</p> <p>青少年保護に関しては、提言にあった通り、リテラシーの徹底こそが重要です。</p> <p>その名を借りた通信の秘密の侵害と検閲は認めるわけにはいきません。</p> <p>また、DPI技術に関しては、その導入を認める訳にはいきません。</p> <p>いかに有効な技術であったとしても、その導入によつての弊害が大きすぎます。</p> <p>企業利益よりも、遥かに尊いのが「プライバシー保護」の筈です。</p> <p>「同意」を義務づけたとしても、プロバイダ企業が皆「同意」を求めれば、なし崩しに同意せざるを得なくなります。</p> <p style="text-align: right;">(個人 91)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。通信の秘密が不当に侵害されることのないよう、今後も慎重な検討や取組の検証を行ってまいります。</p>
	<p>1. フィルタリング</p> <p>フィルタリングの機能として見せる見せないしかできない。そうではなくてアクセスする際に警告を出し、自身の判断で見ないの機能を提供することが必要と思われる。その判断を行うことがリテラシー教育につながるとされる。</p>	<p>1. フィルタリング</p> <p>今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>フィルタリング対象に無害なものも含まれていないか、その精度は妥当か、対象として指定される場合広く議論されているのか。不透明感が否めない。</p> <p>フィルタリングによるデメリットも検証、周知が必要と思われる。</p> <p>2. ミニメール</p> <p>「CGM 運営者が通信当事者」という解釈は一般的ではなくそのような解釈は成り立たない。従って通信当事者の合意が得られていようが、これは通信の秘密を侵害しているに他ならない。</p> <p>また「CGM 運営者が通信当事者」という解釈は拡大される可能性が否めず全ての電気通信事業者にも拡大可能である。これは憲法を形骸化するに等しき行為である。</p> <p>「CGM 運営者が内容確認を行う前提で提供されるミニメール」は利用者の不当な差別である。これは表現の自由を規制していることと同じであり違憲の可能性はある。</p> <p>「CGM 運営者が内容確認を行う機能」のデフォルトオンは上記のとおり、通信の秘密、表現の自由を侵害しており、5要件を満たしていてもこれをよとすることは合理的に推定されない。</p> <p>電気通信事業法に違反している可能性がある。</p> <p>「悪意」とはどのようなものか定義が必要。例えば「おこずかいをあげる」という文言は悪意に該当するのか否か。善意に基づいているかどうか通信当事者の内心をどのように計るのか。判定者の恣意的判断にならないか、差別が行われぬか、現実問題として可能であるか検討し明確化が必要である。</p> <p>CGM 運営者が反社会的団体あるいはその関係者により運営あるいは乗っ取られる危険性を考慮すると個人情報保護の観点から危険である。また行政機関やその関連団体が行うとケースも想定されるが社会保険庁の個人情報閲覧事件など適切な運用と情報開示が望めないのも危険である。</p> <p>全体的に、通信内容の漏洩や個人情報の流出が懸念される極めて危険な考えである。警察官を始めとする個人情報の取り扱いに慎重を期す必要のある立場にあるものすら漏洩事件が後を絶たず度々事件が繰り返し発生している。もし通信当事者が同意したとするならば漏洩がないという前提で行われているのであり確実な保証がない限り同意を求めてはならない。また一度漏洩した場合、被害は甚大なものとなりあらかじめ妥当な保障を行うことを銘記する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(個人 108)</p>	<p>2. ミニメール</p> <p>CGM運営者が内容確認を行いうる主体として通信当事者に加わる場合には、利用者がそのことの意味を明確に理解できる環境が整備されていなければならないと考えます(提言(案)11頁)。</p> <p>「ミニメール」の内容確認を行うに当たっては、不当な差別的取扱いとならないことが必要であると考えます(提言(案)16頁)。</p> <p>また、CGMの運営に当たっては、個人情報の適切な取扱いが必要と考えます(提言(案)16頁)。</p>
	<p>ベイジアンフィルタリングには全面賛成であるが、ミニメールの内容の目視確認には反対である。</p> <p>大前提として、通信の秘密とは、内容、その通信の存在そのもの、さらに相手方が誰かといった事実、すべてが保護される権利である。この大原則を手続き的保障なしで安易に侵害することにまず反対である。</p> <p>また、内容確認の適用範囲の問題もある。青少年の保護が目的であるというならばアカウントの登録年齢が成人</p>	<p>ご指摘のとおり、通信の秘密は、内容はもちろん、通信当事者の氏名、住所等、これらを知られることによつて通信の意味内容を推知されるような事項全てを含みます(提言(案)10頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>同士/青少年と成人/青少年同士のうち、青少年と成人/青少年同士にしぼって適用されなければならないが、提言案P17で登録年齢の詐称が存在するといっている以上、成人として登録されたアカウント同士の通信も対象とされる可能性は否定できない。</p> <p>これは明らかに成人同士の通信の秘密を侵害する行為である。</p> <p>さらに、全てのミニメールを目視確認することは物理的に不可能なので、何らかのキーワードにひっかかったものを目視確認することになるのだろうが、そもそも確信犯的にメールをやりとりする人達はそういったキーワードチェックにひっかからない手段(特定コミュニティ内だけで意味が通用する特殊な単語や記号を使用する等)を心得ているので、そもそも実効性が薄い、ということもあげられる。</p> <p>仮に事業者側もそういった特殊な用語を知るべく努力するとしても「いたちごっこ」になるであろうことは自明である。</p> <p>以上より、実効性が薄く、成年の権利をも不当に制限しうる規制によって青少年保護を図るのではなく、あくまでも青少年を教育することによって保護を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 129)</p>	<p>提言(案)は、通信の秘密を不当に侵害することがないよう、通信の内容確認に当たっては、利用者が成人であるか青少年であるかを問わず、原則として通信当事者からの同意を取得することが必要であるとの手続的保障について提言するものです。</p> <p>「ミニメール」の内容確認による実効性を高めるため、利用環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組を一層強化していくための検討を進めることが必要と考えます(提言(案)27頁)。</p> <p>ご指摘のとおり、利用者に対する啓発活動は重要であると考えます(提言(案)28頁)。</p>
<p>1. 現状と課題について</p>	<p>(1)第2～3ページ「I 1. (2) 青少年被害の拡大」について</p> <p>この項目において、項目タイトルが「青少年被害の拡大」とされ、項目中でも「青少年のCGMサービス利用に伴う被害も増加している」等と書かれている。しかし、用いられている警察庁の統計(「いわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」)は統計の分割と単年傾向の誇張による印象操作を含むものであり、同じく警察庁の統計(「少年非行等の概要(平成21年1～12月)」<a href="http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/syonenhikou_h21.pdf">http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/syonenhikou_h21.pdf</a>)によれば、福祉犯被害少年数は、平成12年から21年で、8291件、8153件、7364件、7456件、7627件、7258件、7375件、7014件、7170件となお減少傾向にあり、児童買春事件と児童ポルノ事件の被害児童総数の推移で見ても平成12年から21年で963名、1389件、1690件、1617件、1678件、1750件、1578件、1419件、1184件、1308件となお減少傾向にあり、全体として被害児童数等が増大傾向にあるという事実はない。</p> <p>これらのような警察庁の統計は検挙事件を取り上げているに過ぎず、被害の実態を表しているとは言い難いという問題点もあり、このような数字からせいぜい言えることは、児童買春事件の被害が減り、児童ポルノ事件によりリソースを割くことが可能となり、その結果が出ているのだろうということぐらいでしかない。統計を分割して一部の傾向のみ、しかも単年の傾向のみを誇張してあたかも被害が「拡大」しているとするのは悪質な印象操作を含むものであり、行政における報告書の記載としては極めて不適切である。</p> <p>この部分における記載は、上記のような平成12年以降の統計全体の数値をきちんとあげ、項目タイトルを「減少傾向にある青少年被害」、項目中の記載についても、「青少年の被害はなお減少傾向にある」等と統計全体に基づいた記載に全面的に書き直すべきである。</p>	<p>(1)</p> <p>提言(案)は、客観的に得られている統計情報等に基づき、青少年の福祉犯被害が社会問題化している現状を踏まえて、有効な対策の在り方について検討したものであり、ご指摘のような印象操作等を行うものではありません。</p> <p>(2)</p> <p>出会い系サイト規制法及び青少年インターネット利用環境整備法の是非については、提言(案)の対象外であり、今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>(2)第3～6ページ「I 1. (3)福祉犯被害の防止に向けた効果的な対策の方向性」について</p> <p>この項目において、出会い系サイト規制法の平成20年改正と青少年ネット規制法について言及されている。しかし、そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。出会い系サイト規制法の改正も、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。(出会い系と非出会い系というサイトの分け方自体不適切であり、(1)で取り上げた警察庁の各種統計は到底詳細な分析に耐えるものではないが、平成20年から平成21年の被害児童数の増加については、平成20年の出会い系サイト規制法改正の施行が児童が絡む事件の地道な取り締まりにかえて悪影響を及ぼした恐れなしとしない。今後の取り締まりの動向には十分に以上に注意するべきである。)</p> <p>この部分ではこのような意見があることも書き加えるべきであり、啓発・教育等を中心とした地道な対策についてまで否定するつもりはないが、特に、可能な限り早期に、出会い系サイト規制法の改正前の形への再改正と青少年ネット規制法の廃止の検討を政府レベルで開始すると書くべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 65)</p>	
	<p>OI-1-(2)</p> <p>「ことさらに出会い系サイト以外のサイトにおける被害を誇張して問題視していくべきかについては慎重な分析が待たれているものの」通信の秘密とプライバシーに深く関わる問題であり、犯罪と防犯に関する証明がないままに話を進めてよいものではありません。</p> <p>「強姦や略取誘拐につながる被害も報告されている等、重要犯罪も根絶されているわけでもなく」あらゆる種類の犯罪において、1件の発生もさせないというのは現実問題として不可能な課題であり、希有な事例をその事情を伏せて取り上げ、危険性と規制の必要性を強調するのは、誤った印象を広めることが目的とされており、甚だしく卑怯です。</p> <p>根拠として取り上げるならば、CGMに関係したそれらの犯罪が常態化していることを合理的に示さなければなりません。</p> <p>OI-1-(3)</p> <p>「技術的な対策や民間事業者による自主的取組による対応には自ずと限界」</p>	<p>OI-1-(2)</p> <p>当該箇所は、出会い系サイト以外のサイトにおいては、出会い系サイトとは異なった被害の特徴がみられること、その理由について慎重な分析が必要であることを指摘したものであり、提言(案)は、客観的に得られている統計情報等に基づき、青少年の福祉犯被害が社会問題化している現状を踏まえて、有効な対策の在り方について検討したものです。</p> <p>OI-1-(3)</p> <p>ご指摘のとおり、利用者に対する啓発活動は重要であると考えており、総務省として、情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等の向上のための施策を引</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>「国民の ICT リテラシーを高めていくことが求められている」</p> <p>「以上を踏まえつつも」</p> <p>「現状の取組をさらに進め、補完するために、関係者による一層の取組の強化が急務」</p> <p>青少年インターネット環境整備法は、本質的にフィルタリングを目的とする法律ですが、それでもなお、利活用能力の向上を第一の理念としていることを重く受け止めなければなりません。</p> <p>本提言は文面上では「補完」としつつも、全体的に場当たりな手法での技術的解決を図ろうとするものであり、法の理念に反するほか、本提言中ですら効果が疑問視されている施策のための負担を利用者が強いられることに強い懸念があります。</p> <p style="text-align: right;">(個人 73)</p>	<p>引き続き展開していくことが重要と考えます(提言(案)28頁)。</p>
	<p>SNS サービスの会員数が延べ 5112 万人となっておりますが、文章を読む限り mixi・GREE・モバゲータウンの 3 つを合計した数だと思いますが、その 3 つのうち 2 つ以上会員になっている人は少なくありませんし、アカウントだけ持っていてそこで交流をしていない、所謂スパム専門の業者によるアカウントの大量登録もありますので、利用者は昔と比べると増えている事は確かですが、この数を過信しない方がいいと思われれます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 77)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>(1) 青少年による CGM 利用の拡大</p> <p>P.2 主な SNS サービスである(中略)の会員数は、平成 21 年 12 月時点において延べ 5,112 万人 この様な書き方をされると、国民の約 4 割が SNS を利用している印象を読み手に与える恐れがあります。 実際は、一人で複数の SNS に登録していることが珍しくありません。 mixi、GREE、モバゲータウンの各会員数を別々に表示すべきです。</p> <p>(2) 青少年被害の拡大</p> <p>青少年被害の拡大について述べられていますが、被害に遭った青少年に対する立ち直り支援に対して何も記載されていないことは大変残念です。</p> <p>犯人を逮捕するだけで心の傷が癒えるという単純な問題ではありませんし、(交通事故がゼロにならないように)どのような対策を行っても青少年被害がゼロになることは無いと思います。</p> <p>「どうすれば青少年が被害に遭わないか」という考え方を否定するつもりはありません。</p> <p>しかし、「被害に遭った青少年をどうやって立ち直らせるか」という点も明記すべきです。</p> <p>(3) 福祉犯被害の防止に向けた効果的な対策の方向性</p> <p>P.3～P.4 青少年インターネット環境整備法</p>	<p>(1) 青少年による CGM 利用の拡大</p> <p>ご指摘のとおり、複数のサービスを利用している会員が存在することが考えられることから、延べ 5,112 万人と記載しているものです。</p> <p>(2) 青少年被害の拡大</p> <p>青少年に対する立ち直り支援の在り方については提言(案)の対象外ですが、今後の参考意見として承ります。</p> <p>(3) 福祉犯被害の防止に向けた効果的な対策の方向性</p> <p>青少年インターネット環境整備法の是非については、提言(案)の対象外ですが、今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>青少年インターネット環境整備法については、「ネット全体の自由度は低下し、それに伴い情報量も激減する恐れがある。」等の問題点が MIAU 等の NGO 団体によって指摘されていますが、問題点については何も明記されていません。</p> <p>青少年インターネット環境整備法の問題点も明記すべきです。</p> <p>問題点を何も明記しないことは、公平性を損ねるだけでなく、青少年インターネット環境整備法の問題点を放置することにも繋がるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(個人 80)</p>	
	<p>4 頁～5 頁「いずれ成年としてインターネットを活用していかなければならない青少年が、その発達段階に応じて適切な利活用能力を育成していくことが重要であることもまた論を俟たないところである。とりわけ、青少年を取り巻くサービスや技術は不断に変化するものであり、技術的な対策や民間事業者による自主的取組による対応には自ずと限界があることから、利用者である青少年が自らリスクへの対応能力を高めていく必要性は、今後も一層高まっていくものと考えられる」この点について、強く同意します。</p> <p>ICT の技術はまさに日進月歩の進歩を続けており、それらを活用し今後の社会を支えていくであろう青少年が、それらの ICT 技術によってもたらされるツールから隔絶されることに強い危機感を抱いております。</p> <p>そういった技術からの隔絶ではなく、青少年自身のリテラシー能力を高めることで、多くの被害を防ぐことに繋げていくべきだと強く思います。</p> <p>残念ながら、いかに規制を厳しくしようとも、青少年に不埒な真似を仕掛ける大人がいなくなることはあり得ないと思います。</p> <p>いかに厳罰化が進もうとも、殺人や窃盗がこの世からなくならないのと同じです。</p> <p>そうした輩を排除するために、青少年と大人が係り合う機会を0にしたり、青少年の知る権利を奪ったり、通信の秘密を侵害したり、ICT 技術から遠ざけたり…なんていうことがあってはならないと感じています。</p> <p style="text-align: right;">(個人 105)</p>	<p>ご指摘のとおり、利用者に対する啓発活動は重要であると考えており、総務省として、情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等の向上のための施策を引き続き展開していくことが重要と考えます(提言(案)28 頁)。</p> <p>さらに、ご指摘のとおり、規制を強化しても被害がなくなることはないのは事実ですが、CGM利用に伴う青少年被害を少しでも減らすために、これまでの取組を補完する観点から取組の強化が求められているものと考えます(本提言(案)5 頁)。</p> <p>また、ご指摘のとおり、通信の秘密は不当に侵害されてはならないと考えます。</p>
	<p>1) 犯罪の防止が詠われているが犯罪件数の減少が文中に明記されており、これは今までに制定した規制策が機能している事を示している証明である。</p> <p>故にこれ以上の規制強化よりも現行の規制策を引き続き機能させる事で十分と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 127)</p>	<p>提言(案)は、児童被害の発生が社会問題化していることを踏まえ、青少年保護の観点から一層有効な対策を講じるため、既存の取組の強化や新たな対策を講じる必要性について提言しており、実施に当たっては、その有効性や課題について検証を行う必要があると考えます(本提言(案)27 頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>先ず、インターネットの危険性を青少年に充分、理解させる必要がある。            学校教育の中に盛り込むのは勿論、家庭内でも周知させるよう務めて欲しい。            フィルタリングやブロッキングでは、根本的な解決にはならない。            これらを自主的に導入するならともかく、国が勝手に行うのは言語道断。            ましてや、通信の監視など合意の上でもあってはならないと思う。            無論、事件に繋がるものに関しては適時サポートすべきではある。            その辺りの線引きが難しいところだが、先ずは青少年の意識改革で改善すべき懸案。</p> <p>話は変わるが、児童ポルノに二次元の創作物を含めるのは如何なものか。            確かに一部の物は正気を疑う類のものもあるが、絶対的な被害者の居る物を優先して扱うべき。            二次元の創作物による副次的な被害があるにせよ、因果関係は定かではない。            現行法でも対処できるはずの児童ポルノが野放し、果ては被害者の救済に至っていない。            二次元の創作物の監査へ人を回すのならば、先ずは実在する被害者を何とか救済して欲しい。</p> <p>児童ポルノも含めた二次元の創作物規制に関しては、一部団体(日本ユニセフ等)の利権が絡んでいるのでは？            という噂もある。            また、規制等に当たって審査する行政団体が発足すれば、天下りの温床になるのではないかと個人的にも懸念している。</p> <p style="text-align: right;">(個人 154)</p>	<p>ご指摘のとおり、利用者に対する啓発活動は重要であると考えており、総務省として、情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等の向上のための施策を引き続き展開して行くことが重要と考えます(提言(案)28頁)。</p> <p>なお、漫画等の実在しない架空の児童を描いたものが児童ポルノに含まれるかどうかは、提言(案)の対象外です。</p>
<p>2. 青少年保護に向けた取り組み強化について</p>	<p>「ミニメール」の内容確認要件を実行するに当たり必要と思われる事            当事者以外が内容を確認できるには、当事者の同意が必要との事ですが、その同意を得るのはなかなか難しい事と思います。</p> <p>同意をする事、しない事の意義を理解させなければ詐欺めいたものになるのではないかという意味です。            そう言う事の意義を理解させるに当たっては、憲法で保証された通信の秘密や関係法令について説明すると共に、同意の有無のメリットとデメリットも伝える必要があります。</p> <p>そう言った事は青少年(18歳未満を指すとします)が所属する教育機関が教える内容ではありません。            ですから、難しいのではないのでしょうか。この点をご考慮し対策を検討して下さいませでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(個人 34)</p>	<p>通信の内容を確認する場合には、通信当事者から有効な同意を取得する必要があります。</p> <p>従いまして、ご指摘のとおり、同意の際には、通信当事者は同意の意味を十分に理解している必要があると考えられるため、事業者により十分な説明が必要と考えます(提言(案)11頁)。</p>
	<p>「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言(案)(別紙1)を拝見させていただきましたが、そこで触れられているようにミニメールの内容確認はプライバシーの侵害にあたり、日本国憲法第21条</p>	<p>通信の秘密は憲法21条第2項により保障され、これを受けた電気通信事業法第4条で保護されています。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>に抵触しています。</p> <p>(個人 35)</p>	<p>「ミニメール」の内容確認は、通信の秘密の侵害に該当するため、原則として通信当事者から有効な同意を取得することが必要である旨指摘しております。</p>
	<p>(3)第6～7ページ「I 2. (1)フィルタリングサービスの普及改善」について</p> <p>ここで、「携帯電話フィルタリングの解除の抑制については、危険性を十分に認識しないことによる安易な解除を防ぐための取組が求められる」と書かれている。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞かして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについても、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めると書くべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしているが、このような青少年ネット規制法に精神に反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第三者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合</p>	<p>(3)第6～7ページ「I 2. (1)フィルタリングサービスの普及改善」について</p> <p>今後の参考意見として承ります。</p> <p>(4)第7～17ページ「I 2. (2)青少年向けの機能制限等」について</p> <p>青少年被害の防止という観点から「ミニメール」内容確認を行おうとするCGM運営者は、基本的には送信者から事前の同意を取得することが目指すものと想定され、実際には、デフォルトオンで内容確認を行う場面はきわめて限定的である旨、提言(案)において記述されています。(提言(案)13頁)。</p> <p>また、ご指摘のとおり、デフォルトオンによるフィルタリングと通信の秘密の関係の整理は、受信者からの有効な同意取得の在り方について検討されたものであり、「ミニメール」のように、送信者から内容確認を役務提供の条件等として得ることができるサービスとは、検討の前提を異にする点に注意することが必要であることについても言及しております(提言(案)14頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p> <p>(4)第7～17ページ「I 2. (2)青少年向けの機能制限等」について この項目において、通信当事者ではないSNS等のCGMサービス運営者がそのサービス中の「ミニメール」内容確認を行うことが許されるかという点についての検討が行われているが、書かれている通り「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととして、受信情報に関する自動的なフィルタリングについて受信当事者の同意があるとしてフィルタリングサービスのデフォルトオンが認められる要件を、「利用者」という語の一般化により送信者における送信情報の内容確認のデフォルトオンにまで拡大適用可能であるかの如き記載は通信の秘密との関係整理として不適切極まるものである。</p> <p>この点、未知の受信情報について主体的に遮断・選択する必要性があり、デフォルトでオンとされてもフィルタリングサービスの存在と対象範囲について通常意識し得る立場の受信者の場合と、送ろうとする既知の情報について遮断・選択の必要性がなく、一旦デフォルトで内容確認サービスをオンとされてしまうとその内容確認の存在と対象範囲について通常は意識し得ない立場の送信者の場合では、完全に前提が異なるとするべきである。メールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとするのは、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思っ送る情報の内容について、知らない内に事業者に検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。</p> <p>これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではなく、このような利用者視点とは到底思えない視点に基づいた、実質的な検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理の記載は、一切削除するべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人 65)</p>	
	<p>携帯電話フィルタリングの解除の抑制については、危険性を十分に認識しないことによる安易な解除を防ぐための取組が求められる」とありますが、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制であります。</p> <p>通信当事者ではないSNS等のCGMサービス運営者がそのサービス中の「ミニメール」内容確認を行うことが許されるかという点についての検討が行われているが、書かれている通り「ミニメール」の内容が通信の秘密の触れるので止めるべき。</p> <p style="text-align: right;">(個人 68)</p>	<p>青少年インターネット環境整備法は、フィルタリングソフトの普及促進を基本理念としており、提言(案)はむしろ同法の精神に沿ったものと考えます。</p> <p>提言(案)は、「ミニメール」の内容確認は通信の秘密の侵害に該当するため、通信当事者から有効な同意を取得することを求めています。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>下記の件について、内心の自由等に反するため、反対いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯フィルタリングの完全義務化</li> <li>・送信メールの内容確認</li> <li>・DPI(ディープパケットインスペクション)を使った、行動ターゲティング広告</li> </ul> <p>送信メールの内容確認は、利用者の内心の自由・思想・表現の自由に反します。</p> <p>携帯フィルタリングを完全義務化した場合、現在の日本の携帯電話等のフィルタリング、および、海外でのインターネットフィルタリングから、関係ないサイトまで見られなくなる事例が数多く報告され、知る権利を奪っています。</p> <p>DPIは、自分が何を検索したか、どのサイトをたどったかを調べることが可能であり、まさに人が介在しない「ネット上の秘密警察」に他なりません。</p> <p style="text-align: right;">(個人 72)</p>	<p>提言(案)は、「ミニメール」の内容確認は通信の秘密の侵害に該当するため、通信当事者から有効な同意を取得することを求めています。</p> <p>青少年インターネット環境整備法は、フィルタリングソフトの普及促進を基本理念としており、提言(案)はむしろ同法の精神に沿ったものと考えております。</p>
	<p>〇I-2-(1)</p> <p>フィルタリングサービスは通信の秘密とプライバシーに関わるもので、その利用は任意であり、利用しない自由が憲法上の権利として全ての人に存在します。</p> <p>利用しないことが問題であるという観点のみに立った活動を行政機関が行うことは、国民の権利行使に対する不当な抑圧となるものであり、不適切です。</p> <p>〇I-2-(2)</p> <p>通信の秘密の解除には当事者の厳密な同意が必要であるという点に同意です。</p> <p>しかし、迷惑メールフィルタが利用者からの強い要請を元に行われるのとは異なり、ミニメールの内容確認は行政機関からの要請を元に行われるため、憲法上の国民の権利が国家権力から私人の活動を守るためにあることを考えれば、これらを同列に論じることはできません。</p> <p>I-1-(2)への意見で述べたように、CGMに関する犯罪と防犯について何らの証明がない状況で、ミニメールの無差別な内容確認が行政主導で行われるのは、憲法上の大きな問題があります。</p> <p>〇I-2-(3)</p> <p>年齢情報の取り扱いについて、個人情報およびプライバシー保護のための厳重な注意が必要であるという点に同意です。</p> <p>しかし、当事者には保護を解除する自由があるものの、利用者の要請を元に行うのではなく、行政機関の要請を元に無差別(アクセスごとの選択余地なく)に情報提供が行われることは、I-2-(2)と同様に、国民の権利を国家権力から守る憲法上の大きな問題があります。</p>	<p>〇I-2-(1)</p> <p>ご指摘のとおり、青少年インターネット環境整備法においても、青少年の携帯電話利用者の保護者が同意した場合にはフィルタリングサービスは解除されることとなっております。提言(案)は、解除に伴う危険性を十分に認識しないことによる安易な解除を防ぐための取組を求めたものであり、ご指摘には当たらないものと考えます(提言(案)7頁)。</p> <p>なお、この取組は行政機関によるものではなく、事業者の自主的取組として行われることを前提とするものです。</p> <p>〇I-2-(2)</p> <p>この取組は事業者の自主的取組として行われることを前提とするものです。</p> <p>〇I-2-(3)</p> <p>提言(案)では、利用者年齢認証の確実化に関する取組に際しては、個人情報の取得・活用に伴う関連法令を遵守しつつ、利用者保護に向けた配慮が適切に確</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>また、携帯電話料金に関する消費者トラブルに見られるように、契約時に十分な説明が行われるとはおよそ考えられません。</p> <p>(個人 73)</p>	<p>保されることを条件として、民間の自主的取組として実施されることが望ましいとしており、情報の利用目的等について顧客に十分な説明を行うことが必要と考えます(提言(案)20頁)。</p>
	<p>・携帯フィルタリングの義務化に反対します。 携帯フィルタリングは非常に性能が悪く、必要なサイトまで遮断します。 政治のサイトも見れません。 政治家がせっかく青少年に向けた政策を御自分のサイトで書いても、それを肝心の青少年は見ることはできません。 そんな性能の悪いものを押し付けることは知る権利を奪う、精神的虐待といえます。 犯罪防止のためなら、その悪いものだけを捕まえればいいのです。 それが面倒だからと言って全部規制して、子どもから知る権利を奪うことは納得できません。</p> <p>・送信メールの内容確認は通信の秘密に違反しています。反対します。 通信の秘密を守るべきです。 内容確認の方がよほど悪質であると思います。 なによりもまず当事者である青少年から話を聞くべきではないですか。 なぜこういう話になると、いつも当事者不在で話を進めようとするのですか。 子どもたちに、携帯をフィルタリングしていいか。 メールの送信内容を確認していいかを聞いて下さい。 日本は「子どもの権利条約」の締約国です。 まず子どもの人格を認め尊重して意見を聞くべきです。</p> <p>(個人 78)</p>	<p>フィルタリングサービスについては、これまで携帯電話事業者等においてカスタマイズや年齢層別等、利用者のニーズに合わせる形で多様化が図られているものと考えていますが、ご指摘のとおり、利用者ニーズに更に応えたフィルタリングサービスの在り方についても検討を進めることが求められるものと考えます(提言(案)6頁)。</p> <p>提言(案)は、「ミニメール」の内容確認は通信の秘密の侵害に該当するため、原則として通信当事者から有効な同意を取得することが必要であるとしています。</p>
	<p>(1)フィルタリングサービスの普及改善 ① 問題の所在について フィルタリングサービスにはオーバーフィルタリングの問題がありますが、問題点については何も明記されていません。 オーバーフィルタリングの問題点についても、明記すべきです。 昨年の4月4日(土)に行われた「保坂展人と語る、マンガ規制・ネット規制の今」では、オーバーフィルタリングの問</p>	<p>(1)フィルタリングサービスの普及改善 ① 問題の所在について フィルタリングサービスについては、これまで携帯電話事業者等においてカスタマイズや年齢層別等、利用者のニーズに合わせる形で多様化が図られているものと考えていますが、ご指摘のとおり、利用者ニーズに</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>題が取り上げられていました。</p> <p>具体的には、携帯電話から、国会議員の Web ページが表示されない(“政治”カテゴリだから表示されないとのこと)、金閣寺の Web ページが表示されない(“宗教”カテゴリだから表示されないとのこと)という話もありました。</p> <p>国会議員や金閣寺の Web ページを表示させないことが青少年の健全育成に役立つとは到底思えません。</p> <p>闇雲にフィルタリングサービスを推し進めるのではなく、こうしたオーバーフィルタリングに対しては緩和すべきです。</p> <p>また、フィルタリングサービスでは「18 歳未満に見せない」が主流ですが、これにも違和感を覚えます。</p> <p>実を言うと、私は小学生の頃、(そうとは知らずに)エロ漫画雑誌を拾い読みしてショックを受けた経験があります。</p> <p>だから、小学生に対して、性的な情報から遠ざけるという点に関しては理解できます。</p> <p>しかし、中学生や高校生になると話は別です。</p> <p>中学生や高校生は心身的に小学生より成長していて、ある程度の判断ができるようになるからです。</p> <p>フィルタリングサービスに関しては、「13 歳未満」、「13 歳～17 歳」と分けて考えるべきです。</p> <p>② 更なる対策の方向性について</p> <p>P.7 携帯電話フィルタリングの解除の抑制については、(中略)安易な解除を防ぐための取組が求められる。</p> <p>携帯電話フィルタリングの解除の判断については、各家庭の保護者の意思を尊重すべきです。</p> <p>各家庭の保護者の判断に対して、「安易な解除を防ぐ取り組み」などと行政が口出しすべきではありません。</p> <p>(2) 青少年向けの機能制限等</p> <p>④ まとめ</p> <p>P.16 「ミニメール」内容確認については、(中略)、法的関係を明確化した上で実施していくことが望ましい。</p> <p>「③「ミニメール」内容確認と通信の秘密の保護等について」では、「ミニメール」の内容確認について、日本国憲法(第二十一項2)および電気通信事業法(第四条、第百七十九条)に反しているという主旨になっています。</p> <p>日本国憲法を尊重して削除すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(個人 80)</p>	<p>更に応えたフィルタリングサービスの在り方についても検討を進めることが求められるものと考えます(提言(案)6頁)。</p> <p>② 更なる対策の方向性について</p> <p>携帯電話フィルタリングの解除の判断については、各家庭の保護者の意思を尊重すべきですが、その前提として、フィルタリングの解除は、その危険性を十分に認識した上で行うことが求められるものと考えられます(提言(案)7頁)。</p> <p>(2) 青少年向けの機能制限等</p> <p>④ まとめ</p> <p>提言は、「ミニメール」の内容確認は通信の秘密の侵害に該当するため、原則として通信当事者から有効な同意を取得することが求められるものと考えます。</p>
	<p>送受信者に対し、デフォルトオンでメールの内容を傍受しうる環境など作ってはならない。</p> <p>通信の秘密をないがしろにする方法を模索する事自体が許しがたい。</p> <p>実質上の検閲であり、これは国ではなく事業者が行うものなら良いという問題ではない。</p> <p>約款などにおいて説明されることになっても、それを(おそらく今回対象としたであろう)未成年が理解しうるとは思われず、また、事実上未成年の行った契約は無効とされる事からも、無意味である。</p> <p>また、フィルタリングの完全義務化にも反対する。</p>	<p>青少年被害の防止という観点から「ミニメール」内容確認を行おうとするCGM運営者は、基本的には送信者から事前の同意を取得することが目指すものと想定され、実際には、デフォルトオンで内容確認を行う場面はきわめて限定的である旨、提言(案)において記述されています(提言(案)13頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っ ていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリング をかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞かして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもら いたい。</p> <p>利用者視点を謳うのであれば、フィルタリングや機能制限について「事業者の信頼性を高める」などという文言は 使い得ないはずである。</p> <p>事業者と行政の誤った思い込みで、憲法に関わるデリケートな問題を扱ってはならない。</p> <p>知る権利を侵害され、さらに通信の秘密を奪うという行為は、自由に情報及び思想を受け及び伝える権利があると する世界人権宣言に反し、日本の憲法学においても許されていない、強いパターンリズムである。 この提言を棄却してもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">(個人 87)</p>	<p>また、ご指摘のとおり、デフォルトオンによるフィルタ リングと通信の秘密の關係の整理は、受信者からの有 効な同意取得の在り方について検討されたものであ り、「ミニメール」のように、送信者から内容確認を役務 提供の条件等として得ることができるサービスとは、検 討の前提を異にする点に注意することが必要であるこ とについても言及しております(提言(案)14頁)。</p> <p>ご指摘のとおり、通信の秘密は保護されるべきであ り、不当に侵害されることがあってはならないと考えま す。</p>
	<p>7頁「例えば、解除申告を受け付ける際に保護者に対する危険性の説明と明確な意思確認を行うプロセスを導入 するといった解除受付方法の改善などが具体的には考えられる。」</p> <p>携帯フィルタリングの解除に係る内容ですが、これに関しては、慎重な議論を求めます。</p> <p>少なくとも、「青少年インターネット環境整備法」が、「保護者等の認知が十分に進んでいないこと」などの理由から 起きている問題であるということから考えても、まずはその認知につとめるところから始めるべきであって、内容の強 化を先に議論するべきではありません。</p> <p>9頁以下、「ミニメールの内容確認」についても、慎重な議論を求めます。</p> <p>複雑な解釈が必要とされるくらい、「通信の秘密」に強く影響する内容です。</p> <p>16頁には、「『ミニメール』内容確認については、危機対応能力の低い青少年のCGM利用に伴う被害防止策とし て有効と考えられており、法的関係を明確化した上で実施していくことが望ましい。」とありますが、まず注力すべ きなのは、青少年の危機対応能力の向上です。</p> <p>青少年の「通信の秘密」は、大人と同等に守られるべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(個人 105)</p>	<p>携帯電話フィルタリングサービスの解除の抑制につ いては、内容の強化を求めるものではなく、保護者が 携帯電話フィルタリングサービスの解除の危険性につ いて十分に認識した上で行うことを求めるものです。</p> <p>通信の秘密は通信当事者が青少年であるか否かを 問わず適切に保護されるべきと考えており、「ミニメ ール」の内容確認を行うに当たっては、原則として通信当 事者から有効な同意を取得することが求められます。 また、ご指摘のとおり、利用者に対する啓発活動は重 要であると考えており、総務省として、情報の持つ意味 を正しく理解し活用できる能力等の向上のための施策 を引き続き展開して行くことが重要と考えます(提言 (案)28頁)。</p>
	<p>・通信の秘密を侵害するデフォルトオンでの送信メールの内容確認に反対する。</p> <p>私は今後のインターネット環境において最も重要なのは、個人のプライバシーや行動は全て個人の裁量によって 開示されるかどうか決定されるということだと思います。インターネットはすでに情報インフラの中で最も重要な位置 を占めており、この環境の中で個人の意思より企業や行政の思惑が優先されることがあってはならないと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、デフォルトオンによるフィルタリング と通信の秘密の關係の整理は、受信者からの有効な同 意取得の在り方について検討されたものであり、「ミニ メール」のように、送信者から内容確認を役務提供の条</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>インターネットの公正、安心な発達は通信の秘密と言う担保があって初めてなしえるものだと思います。</p> <p>(個人 119)</p>	<p>件等として得ることができるサービスとは、検討の前提を異にする点に注意することが必要であることについても言及しております(提言(案)14頁)。</p>
	<p>■意見1: セキュリティ上の欠陥を解決しない限り年齢情報の送信をしてはならない(CGMに関する検討、利用者年齢認証の確実化)</p> <p>要旨</p> <p>以下の2つの要件のいずれかが満たされない限り、送信された年齢情報は不特定サイトが入手可能になってしまう。したがって、以下の2つのいずれかが満たされない限り、年齢情報の送信を実施してはならない。</p> <p>(a) 携帯電話事業者が契約者固有IDの不特定サイトへの送信を中止する(公式サイトへの送信に限る)こと。</p> <p>(b) 年齢認証の結果を反映して表示されるWebページの全てについて、その反映内容が他のサイトから参照されることがないように、技術的対策を完全に実施する(その技術仕様を公表する)こと。</p> <p>理由</p> <p>提言案は、携帯電話事業者がCGM運営者へ年齢情報を提供するにあたって、提供先の選定基準(適格性の判断基準)を明確にすることが望ましいとしているように、この年齢情報の提供は、選定された(適格性のある)一部のWebサイトに対してのみ送信されることを前提としている。したがって、選定されたWebサイト以外がその年齢情報を取得することができるならば、それはセキュリティ上の欠陥(脆弱性)であるということになる。</p> <p>一方、提言案にも書かれている、大手SNS運営3社により2009年から実施されている「フィルタリング連動型年齢認証」は、他のWebサイトにおけるフィルタリング適用の有無を、画面上に埋め込んだ当該サイトの画像等へのリンクの表示状況等によって判別している。これは、フィルタリングの有無(未成年か成年か)という2値での判別ではあるものの、年齢に関する情報を反映して生成されたWebページの情報が、他のWebサイトから取得できることを意味している。</p> <p>すなわち、既に現時点においても、フィルタリングの有無(未成年か成年か)という年齢に関する情報は、不特定のWebサイトで取得可能な状態にあるといえ、問題は既に存在しているとも言えるが、これは、2値での判別にすぎないこと、また、フィルタリングの有無が必ずしも未成年か成年かの区別に対応しているとは限らないことから、この事態の問題性は比較的小さいものとして、社会に許容されていると考えられる。</p> <p>しかし、今回の提言案が検討している携帯電話事業者による年齢認証は、確実性の高い年齢情報を送信することになるものであるし、また、より粒度の細かい年齢情報の送信を検討しているものであるから、それらの年齢情報が「フィルタリング連動型年齢認証」と同様の手法によって、他の不特定のWebサイトから参照可能であるならば、それは許容されないレベルの問題であり、セキュリティ上の欠陥(脆弱性)である。</p>	<p>ご指摘のとおり、年齢情報の提供に当たっては、セキュリティ面での利用者保護が図られる必要があると考えており、提言(案)においても、提供時の仕様が決定される際には、セキュリティ確保の観点から、専門家による点検や確認といったプロセスを踏まえる等、年齢情報の適切な取扱いが行われるよう、あらかじめ検討に必要な十分な準備期間を置くことが求められるとしています(提言(案)23頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>このような、他の Web サイトの情報を部分的に取得できてしまう事態は、従来、一般のインターネットの PC サイトにおいても同様に存在してきたものであるが、その場合には、取得できたとしても、それが誰のアクセスによるものかは不明であるため、たいていの場合、問題視されることがなかった。しかし、今日の携帯電話の場合、すべての携帯電話事業者において、アクセス者の契約者固有 ID を取得することが可能となっているため、不特定の Web サイトが、他サイトから取得する年齢情報を契約者固有 ID に紐付けて収集、蓄積することが可能である。</p> <p>契約者固有 ID は、それ単体では、個人情報保護法に言う「個人情報」には該当しないのかもしれないが、通常の IP アドレス等とは異なり、特定の個人に直接に連結して生成されているものである。もし仮に、「契約者固有 ID は個人を特定しないので、年齢情報がそれに紐付けられても問題がない」とする主張が正しいと仮定すると、今回の提言案で検討されている「契約者固有 ID を携帯電話事業者に送信して問い合わせると年齢情報が返答される」という仕組みも「不特定サイトからの問い合わせに返答しても問題がない」という帰結になるはずである。しかし、提言案は、そうした問い合わせへの返答を、選定された(適格性のある)一部の Web サイトに限定するとしているのであるし、その理由は、p.24 の「CGM 運営者における年齢情報の活用時について」に書かれた「仮に個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、年齢情報は利用者にとってセンシティブな情報の一つでもあることから、個人情報の適正な取扱いを求める個人情報保護法の基本理念に基づき、適正な取扱いや利用者への周知について配慮することが求められる」という趣旨によるものであろう。したがって、たとえ契約者固有 ID がそれ単体で「個人情報」に該当しないものであっても、不特定の Web サイトが、契約者固有 ID と年齢情報とを紐付けて収集できてしまうことは、提言案の前提を満たさない、セキュリティ上の欠陥(脆弱性)である。</p> <p>よって、携帯電話事業者による年齢情報の送信を実施するには、次の 2 つの要件のいずれかが満たされなければならない。</p> <p>(a) 携帯電話事業者が契約者固有 ID の不特定サイトへの送信を中止する(公式サイトへの送信に限る)こと。  (b) 年齢認証の結果を反映して表示される Web ページの全てについて、その反映内容が他のサイトから参照されることがないように、技術的対策を完全に実施する(その技術仕様を公表する)こと。</p> <p>今日の携帯電話は、JavaScript や、フレーム、マルチウィンドウ機能等を搭載した端末が増えてきており、そうした機種においては、(b)で示された「反映内容が他のサイトから参照されることがない」を実現する方法が、必ずしも容易ではなく、少なくとも、各 Web サイト運営事業者の自主的な取組みに任せておいて解決するほどに自明なことではない。</p>	

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>したがって、(a)の要件が満たされないのであれば、(b)の技術的対策を完全に実施するための技術仕様が公表されることが必要であり、それができないのであれば、年齢情報の送信をしてはならない。</p> <p>(個人 144)</p>	
	<p>&gt;面識のない他人同士の接触を容易にする機能について、利用者の年齢に応じて利用可能な範囲を制限し、内容確認を行うなど、リスク低減に向けた手段を講じるものである</p> <p>…とありますが、ミニメールの内容確認を行う事には反対します。</p> <p>青少年の保護が目的としても、対象の年齢とやり取りしたメールは結局書いた者の年齢に関係なく全て検閲されることとなり、これは通信の秘密の侵害及びプライバシーの過度な侵害に当たると思います。</p> <p>フィルタリングについては、現実にはワンクリック詐欺サイトなどがある事を考えると全く必要ないとは思いませんが、情報から隔離するようなやり方が果たして青少年の保護に役立つかどうか、疑問も感じます。</p> <p>他人から保護する為といいますが、現実的には虐待被害などは他人よりも身内によるものが遥かに多く、過剰なフィルタリングやミニメールの利用制限をした結果、家族や知人などの「知っている大人」の被害からの逃げ道がなくなるのではないかと心配です。</p> <p>(個人 147)</p>	<p>提言(案)は、「ミニメール」の内容確認は通信の秘密の侵害に該当するため、原則として通信当事者から有効な同意を取得することが必要であるとしています。</p> <p>なお、本提言(案)は、CGMIにおける面識のない成人とのやりとりを通じた青少年の福祉犯被害の防止を目的としております。</p>
	<p>2. 青少年保護に向けた取組強化について</p> <p>② 更なる対策の方向性について</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>本来であれば、青少年インターネット環境整備法第17条第2項に基づき、利用者が青少年である場合には当該保護者にその旨の申告が義務付けられているところであるが、保護者等の認知が十分に進んでいないことから、携帯電話事業者等において、保護者の意識向上や、新規契約・機種変更時等の機会を捉えた確認等により、利用者情報の確認強化を進めていくことが望ましい。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>新規契約・機種変更時等の顧客とのコンタクトの機会に、携帯電話の青少年利用の有無、保護者へのフィルタリングの説明及びフィルタリング解除の際の意思確認を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
	<p>2. 青少年保護に向けた取組強化について</p> <p>② 更なる対策の方向性について</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>さらに、携帯電話フィルタリングの解除の抑制については、危険性を十分に認識しないことによる安易な解除を防ぐための取組が求められる。例えば、解除申告を受け付ける際に保護者に対する危険性の説明と明確な意思確認を</p>	<p>提言(案)で示された方法はあくまでも例示ですが、青少年利用者や保護者が危険性を十分に認識することができるような改善を行っていくことが求められているものと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>行うプロセスを導入するといった解除受付方法の改善などが具体的には考えられる。また、解除理由の実態を踏まえ有効な対策を検討していくことも必要である。加えて、保護者になりすました子どもによる解除申告を防ぐための取組が求められる。例えば、解除申告を受け付ける際に、保護者に、架電での対応を含め、直接意思確認を行う対応や、保護者の本人確認書類の原本の確認等の対応が考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>新規契約・機種変更時等の顧客とのコンタクトの機会に、携帯電話の青少年利用の有無、保護者へのフィルタリングの説明及びフィルタリング解除の際の意思確認を進めてまいります。しかしながら、提言案に例示された方法が必ずしも、利用者・携帯電話事業者の営業・サポート体制と一致しない場合も考えられるため、実施方法詳細については事業者の裁量に任されるべきと考えます。</p> <p>一方、青少年利用の携帯電話に関する各自治体での取り組みも活発化しており、青少年利用携帯のフィルタリング加入義務化及びフィルタリング解除に係る証跡の保存を求める条例が相次いでできております。自治体により極端に内容が異なった場合には、利用者に混乱をきたすことも想定されるため、青少年対策がより実効的で利用者に混乱なく受け入れやすいものとなるよう総務省様に今後も必要な取組みをお願いしたいと考えております。</p> <p>(法人 11: イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>2. 青少年保護に向けた取組強化について</p> <p>(2) 青少年向けの機能制限等</p> <p>④ まとめ</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>「ミニメール」内容確認については、危機対応能力の低い青少年の CGM 利用に伴う被害防止策として有効と考えられており、法的関係を明確化した上で実施していくことが望ましい。</p> <p>この点については、「ミニメール」が通信当事者の範囲について特段の前提条件なく提供されている場合、内容確認を追加的に行うに際しては、利用者から有効な同意を取得することにより、通信の秘密の保護との関係で問題なく実施することができる。</p> <p>また、サービス提供に先立って CGM 運営者が通信当事者として加わることにについて利用者からの明確な同意が得られている場合も、内容確認を行うことができると解される。</p> <p>CGM 運営者は、内容確認を行うことによって取得した情報については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを遵守し、適正に管理することが求められる</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「ミニメール」の内容確認について CGM 運営者には、「個人情報」保護に加え、「通信の秘密」をも対象とした個人情報保護ガイドラインのもと一段高い水準の措置が求められるとされていることは、検討を行う上で適切な認識である</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>と考えます。</p> <p>なお、CGM サービスがインターネット利用者にとって当たり前の存在となった現在、サービスの進歩とそれに伴う利用者の利便性の向上が損なわれないように、安全性、信頼性の確保がさらに重要になってくると考えます。</p> <p>(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>(3)利用者年齢認証の確実化</p> <p>① 年齢認証の確実化を巡る課題について</p> <p>ア 年齢認証の主体</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>また、CGM 運営者のみによる年齢認証については、厳格な年齢認証を行うサイトとそうではないサイトの間で利便性の面で差が生じ、青少年利用者が前者を避けることは極めて明確であること等から、認証を行わないサイトが潜在化し、却ってそれらの利用が増えることによりCGM 運営者の自主的取組の促進が阻害されるおそれも存在するところである。</p> <p>したがって、CGM 運営者による年齢情報の取得を含めた自主的取組が推奨されるべきことを前提としながらも、より実効性の高い年齢認証の実現に向けて、CGM 運営者のみによる認証に伴う諸課題を克服するための工夫が求められる。その際、実効性の観点から青少年利用者本人やその保護者と対面で接する可能性が比較的高い主体として、インターネット回線契約を締結する携帯電話事業者等について検討することが有益と考えられる</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>事業の主体であるCGM 運営者が自らのサービスの為の年齢情報の取得を行うことが前提であり、年齢情報取得については、CGM 運営者毎に対応の軽重が無いようCGM 運営者全体が取り組むべき課題と考えます。</p> <p>(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	<p>ご指摘のとおり、提言(案)は、本来年齢情報を活用する主体であるCGM運営者が年齢認証を行うことが望ましいとしております(提言(案)17 頁)。</p> <p>また、CGM事業者においては、青少年保護に向けた取組において事業者間に差が存在しており、中小事業者の事情にも配慮しつつ、業界全体として、社会的要請に十分にこたえていくべく、取組の底上げにつながるような方策の検討が求められていると考えます(提言(案)27 頁)。</p>
	<p>(3)利用者年齢認証の確実化</p> <p>① 年齢認証の確実化を巡る課題について</p> <p>エ 新たな取組の方向性について</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>CGM 運営者のみによる認証に一定の限界があることを踏まえ、携帯電話インターネット経由のCGM 利用に伴うことから、携帯電話事業者等も含めた関係主体の協調による新たな取組の検討の必要性が指摘されている。</p> <p>上記のように、回線契約の締結主体である携帯電話事業者等のなかには、自主的取組として利用者年齢情報を取得している者もあるが、そこで得られた情報については、サイト上で利用者が登録する情報との比較でいえば真正性が高いと想定されている。こうしたことから、CGM 運営者のみによる情報取得に対する補完的役割として、携帯電話事業者等が取得した比較的高い真正性の高いと想定される年齢情報をCGM 運営者が活用する方策について検討す</p>	<p>提言(案)は、ご指摘の利用者の年齢認証の確実化に関する部分について、CGM 運営者のみによる情報取得に対する補完的役割として、携帯電話事業者等が取得した年齢情報をCGM運営者が活用する方策について提言するものです(提言(案)20 頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ることが求められている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>上記、携帯電話事業者が行う年齢情報については「補完的役割」とされており。したがってP18に指摘されているようにCGM運営者が主体的に年齢情報の取得を実施することが重要であり、携帯電話事業者の情報はあくまでもCGM運営者が行う年齢情報取得の補完的役割であるべきと考えます。</p> <p>(法人11:イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>(3)利用者年齢認証の確実化</p> <p>②携帯電話事業者等とCGM運営者の協調による年齢認証の課題について</p> <p>イ 携帯電話事業者等による年齢情報の取得時について</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>また、年齢情報をCGM運営者に対して第三者提供する際には、個人情報保護法第23条(ガイドライン第15条)に基づく同意取得を行うことが求められる。同法は、第三者提供の事実や情報の種類、第三者提供の手段方法等の事前通知等を要件として、オプトアウトの手続も定めているが、(ア)携帯電話事業者等にすれば、年齢情報の取得時に利用者と接触することから、その際に第三者提供の同意を取得するのが合理的であること、(イ)利用者視点を踏まえればオプトインの方がより丁寧な対応であることから、オプトインによる同意取得がより望ましいと考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>携帯電話事業者がすでに1億契約を超えた既存利用者全体に対して第三者提供の同意を取得するためのコンタクトを実施することは、非常に費用・時間がかかる作業となり現実的ではないことを考慮頂く必要があります。また、この費用についてはCGM運営者が負担を行うことを原則とすべきと考えます</p> <p>(法人11:イー・モバイル株式会社)</p>	<p>利用者年齢情報を取得していない既存の契約者に対して年齢情報を取得するかどうかについては、費用対効果等に配慮した上で検討を進める必要があると考えており、ご指摘の点は今後の参考意見として承ります(提言(案)25頁)。</p>
	<p>(3)利用者年齢認証の確実化</p> <p>②携帯電話事業者等とCGM運営者の協調による年齢認証の課題について</p> <p>オ 携帯電話事業者等とCGM運営者の役割分担について</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>携帯電話事業者等が取得した情報がCGM運営者に提供される場合には、取り扱われる情報の信頼性を確保し、利用者に対する説明責任の所在を明確化していくことが求められる。また、本取組を実施するに当たっては、利用者への通知や取得した年齢情報の登録・管理、情報提供システムの構築等のコストが発生することが見込まれる。本取組は、CGM運営者による年齢認証を補完する取組であるため、携帯電話事業者等のみがそのコストを負担することは望ましくなく、関係者間で適正なコスト分担の在り方も整理される必要がある。</p>	<p>提言(案)では、年齢情報の取得に伴うコストについては、携帯電話事業者等とCGM運営者の間で協議し、適正なコスト分担の在り方が整理されることが望ましいとしております(提言(案)24頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p><b>【意見】</b> 本来 CGM 運営者が取得すべき年齢情報の補完的役割として、携帯電話事業者が年齢情報を提供するという位置づけであるという点を踏まえ、年齢情報を希望する CGM 運営者と携帯電話事業者がビジネススペースで協議して必要な条件等を決めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>オ 携帯電話事業者等と CGM 運営者の役割分担について</p> <p><b>【第二次提言案】</b> (ア)提供システムの構築等に伴うコスト負担 年齢情報の取得に伴うコストについては、携帯電話事業者等と CGM 運営者の間で協議し、適正なコスト分担の在り方が整理されることが望ましい。</p> <p><b>【意見】</b> 年齢情報を希望する CGM 運営者と携帯電話事業者が協議を行い、両者が合意した実現方法にかかる携帯電話事業者側に発生するコストは、CGM 運営者が原則負担すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	<p>提言(案)では、年齢情報の取得に伴うコストについては、携帯電話事業者等とCGM運営者の間で協議し、適正なコスト分担の在り方が整理されることが望ましいとしております(提言(案)24頁)。</p>
	<p>オ 携帯電話事業者等と CGM 運営者の役割分担について</p> <p><b>【第二次提言案】</b> (イ)年齢情報の真正性に関する挙証責任の所在 本取組は、CGM 運営者による年齢認証を補完する自主的取組であり、利用者等に対して強制力を持つものではなく、任意の年齢情報の申告を求めていくため、完全な真正性を担保することは不可能である。したがって、取得・提供される情報の真正性について、携帯電話事業者等が挙証責任を負うことのないようにすべきである。</p> <p><b>【意見】</b> 第二次提言案にあるとおり、本来 CGM 運営者が取得すべき年齢情報の補完的役割として、携帯電話事業者が年齢情報を提供するという位置づけであることから、年齢情報に関する真正性に係る「挙証責任」を携帯電話事業者が負うことは適切ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります(提言(案)24頁)。</p>
	<p>オ 携帯電話事業者等と CGM 運営者の役割分担について</p> <p><b>【第二次提言案】</b> (ウ)個別サイトの顧客対応の所在 実際に本取組が実施された場合、個別のサイト利用において、利用者からの問い合わせに対応する必要がある。個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 31 条等に基づいて苦情の適切かつ迅速な処理を行うように努める</p>	<p>提言(案)において、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 31 条等に基づいて苦情の適切かつ迅速な処理を行うように努めることとされており、関係主体がそれぞれの責任を適切に果たしていくことが求められる旨記述しております(提言(案)24頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>こととされており、関係主体がそれぞれの責任を適切に果たしていくことが求められる。</p> <p>例えば、個人情報活用される場面での苦情対応は当該サイトにおいて処理することが望ましい。</p> <p>【意見】</p> <p>携帯電話事業者は補完的役割として年齢情報の提供を行う立場であり、CGM 運営者が年齢情報を利用して利用者にサービスを提供している点を考慮すると、CGM 運営者側で適切な苦情処理を行う体制の構築は必須と考えます。</p> <p>(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>オ 携帯電話事業者等と CGM 運営者の役割分担について</p> <p>【第二次提言案】</p> <p>(カ)適格性判断基準の遵守</p> <p>当該 CGM 運営者に対して利用者年齢情報を提供するに当たって考慮された適格性の判断基準を、当該 CGM 運営者が契約期間中、遵守し続けることが保証されるべきある。</p> <p>【意見】</p> <p>補完的とはいえ携帯電話事業者が年齢情報を CGM 運営者へ提供するに当たって、提供先の CGM 運営者の運営体制・安全管理体制などに疑義が生じた場合には、提供の停止等の措置は当然のことと考えます。したがって携帯電話事業者は CGM 運営者に対して、年齢情報を提供する CGM 運営者に、適格性の判断基準を示し、CGM 運営者は年齢情報の提供を受ける適格性を携帯電話事業者に対して提示する必要があると考えます。</p> <p>(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	<p>提言(案)において、年齢情報の提供を受ける CGM 運営者が契約期間中、適格性の判断基準を遵守し続けることが保証されるべき旨記述しております(提言(案) 25 頁)。</p>
	<p>(3)利用者年齢認証の確実化</p> <p>③その他の課題について ア確実性の向上に向けて</p> <p>【第二次提言案】</p> <p>新たな取組が民間の自主的取組として実施される場合、年齢情報の真正性を完全に担保することは原理的に不可能であるが、年齢認証の確実性を少しでも高める観点から、関係者が協力して漸進的な取組を進めていくべきである。</p> <p>例えば、年齢情報の任意申告要請に応じない青少年利用者への対策として、携帯電話事業者等においては、新規契約等の店頭での説明時に、機能制限を実装しないことによる福祉犯被害の危険性を説明すること等により申告を促していく方法、CGM 運営者においては、年齢情報を登録していない利用者の端末からアクセスに対して、年齢情報を申告すべき旨画面上で表示し、デフォルトで機能制限を行う等の手法により申告を促していく方法も考えられる。具体的な取組の方向性については、費用対効果を見極めつつ、新たな年齢認証の仕組みがより実効性あるものとなるよう、関係者による更なる検討の深化が求められる。</p>	<p>提言(案)において、青少年保護の見地に立ち、CGM 運営者が自ら年齢認証の確実化に向けた取組を強化することは推進されるべき旨記述しております(提言(案)19 頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p><b>【意見】</b></p> <p>第二次提言案では、携帯電話事業者における年齢情報の取得・提供は、CGM 運営者の年齢情報取得の補完的役割と定義付けられております。しかしながら、同提言案内の別の項目では携帯電話事業者の年齢情報取得・提供に関する「真正性」について確実性を高めるべきと言及されております。携帯電話事業者としては、CGM 運営者が主体的に年齢情報の取得を実施することを前提として、第二次提言内では CGM 運営者側で行う年齢情報取得について「確実性」「真正性」を高めるべく努力について明記すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>(3)利用者年齢認証の確実化</p> <p>③ その他の課題について</p> <p>イ 利用実態の把握に向けて</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>また、携帯電話端末が家族によって共有され、名義人と利用者が分かれることにより、青少年の利用実態が不明確となっている事例(「親ケータイ」等)が指摘されており、利用者年齢情報の取得のみならず、フィルタリングの普及にとっても障壁となっていることから、100%の確実性は担保できないながら、漸進的な実態把握に努めていくことが期待される。</p> <p>今回の新たな取組は、サイト上では例えば 18 歳以上と詐称されていたとしても、年齢認証の結果、実際には 18 歳未満であると判別された端末の実利用者を本人(18 歳未満の青少年)と判定することが目指されており、当該利用者が、実際には未成年であるにもかかわらず成年のふりをして利用しようとした機能等を制限するものである。これは、危機対応能力が低い青少年が、被害に対する問題意識の欠如から成年のふりをするに伴う被害を防止する上では有効な取組であるといえる。他方、サイト上では 18 歳未満であると詐称している利用者が、年齢認証の結果 18 歳以上の利用であると判別された端末からアクセスしている場合、CGM 運営者としては、当該利用者が本人(18 歳以上)なのかその子ども(18 歳未満)なのかを判定することは非常に困難である。これは「親ケータイ」の実態把握が進むことにより徐々に改善していくことが期待されるが、悪意のある成年が未成年のふりをして異性交際を誘引しようとする行為を有効に阻止できないとも指摘されており、何らかの方策の検討が求められている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>年齢の詐称リスクについては、携帯電話事業者のみが負うべき課題ではなく、社会全体でどのように解決するか検討する問題であり、ことさら携帯電話と絡めて事業者・業界の問題として片付けることで問題の本質を見誤ることがないようにすることが重要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p><b>意見概要</b>            フィルタリングの普及改善にあたっては、保護者の自律的な選択を妨げるべきではないと考える。</p> <p><b>詳細</b>            P.7 の以下の部分について</p> <p>さらに、携帯電話フィルタリングの解除の抑制については、危険性を十分に認識しないことによる安易な解除を防ぐための取組が求められる。例えば、解除申告を受け付ける際に保護者に対する危険性の説明と明確な意思確認を行うプロセスを導入するといった解除受付方法の改善などが具体的には考えられる。また、解除理由の実態を踏まえ有効な対策を検討していくことも必要である。加えて、保護者になりすました子どもによる解除申告を防ぐための取組が求められる。例えば、解除申告を受け付ける際に、保護者に、架電での対応を含め、直接意思確認を行う対応や、保護者の本人確認書類の原本の確認等の対応が考えられる。</p> <p>このような形でフィルタリング解除を抑制する場合、保護者の自律的な解除の選択を、手間を煩わせるような形で抑制することは望ましくない。あくまでも、不用意な解除を抑制する程度に止めるべきである。</p> <p>(法人 12: 一般社団法人インターネットユーザー協会)</p>	<p>提言(案)は、携帯電話フィルタリングサービスの解除について、保護者がその危険性を十分に認識した上で行うための取組を求めるものですが、保護者の自律的な解除の選択が、必要以上に煩雑な手続きになることは望ましくないものと考えます。</p>
	<p><b>意見概要</b>            「ミニメール」や類似の呼称のサービスにおける内容確認の取組の拡大には反対する。内容確認が行われるメッセージ交換は、信書に見えてはならない。中間の事業者の存在を可視化するべきである。</p> <p><b>詳細</b>            「ミニメール」内容確認について、P.16 で以下のようにまとめているのは、法的な整理としてはそのとおりであろう。</p> <p>この点については、「ミニメール」が通信当事者の範囲について特段の前提条件なく提供されている場合、内容確認を追加的に行うに際しては、利用者から有効な同意を取得することにより、通信の秘密の保護との関係で問題なく実施することができる。また、サービス提供に先立って CGM 運営者が通信当事者として加わることについて利用者からの明確な同意が得られている場合も、内容確認を行うことができると解される。</p> <p>しかし、「ミニメール」は、そもそも「メール」様のものが CGM サイトに閉じているという意味において「ミニ」であり、個人間のメッセージ交換という性質はメールと変わるところがない。そして、電子メール自体、紙の信書を模したメッセージ交換の形式である。通信の秘密の保護というのは、単なる法律上の制約ではなく、利用者にとっては基本的人権のひとつである。</p>	<p>ご指摘のとおり、通信の秘密は厳格に保護されるべきであり、利用者への周知・啓発に当たっても「ミニメール」の内容確認により青少年の規範意識が低下することのないようにすべきと考えます。</p> <p>具体的な内容確認や同意取得の手法については、ご指摘のような運営者の可視化といった考え方も含め、様々な観点から検討が行われるべきものと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>大規模なユーザ数の CGM 運営者による「ミニメール」内容確認は、たとえ利用者の同意を得ようとも、利用者にとって重要な権利の制約であることには変わりはない。そして、この内容確認の影響を受けるのは、成長過程にある子どもたちである。多くの子どもたちが日常的に利用するサービスにおいて、個人間のメッセージのやりとりを運営者が内容確認することは、子どもたちに内容確認が行われることを前提するということを習慣づけてしまう可能性がある。これは、原則と例外を逆転するものであり、通信の秘密や信書の秘密についての権利意識を大きく歪めることになりかねない。実際、P.13に</p> <p>要件 4) 通常の利用者であれば同意することがアンケート結果等により合理的に推定されること</p> <p>→(当てはめ)CGM 運営者が通信当事者とならない場合の「ミニメール」内容確認について、利用者の包括同意は推定されにくい。そのため、個別のサービスについて利用者啓発等を通じて、同意が合理的に推定される環境を整備していく必要がある。</p> <p>とあるが、このような利用者啓発それ自体が、ネット上のメッセージ交換一般について通信の秘密の保護を期待してはならない、という誤った印象を子どもたちに植え付ける危険性がある。</p> <p>現実には、「ミニメール」を通じた児童被害がある以上、内容確認自体を否定することはできないが、少なくとも、個人間のメッセージ交換への内容確認が通信の秘密や信書の秘密についての権利意識の低下につながらないようにする必要がある。そこで、「ミニメール」という、信書メタファーを用いることを止めることを当団体では求める。具体的には、内容確認をするのであれば、「メール」という文言をサービスの名称から外すべきである。内容確認が行われるメッセージ交換は、信書に見えてはならない。中間の事業者の存在を可視化するべきである。</p> <p>たとえば、利用者がアバターを用いてコミュニケーションをする CGM サイトでは、事業者のみが所持することができる「執事」アバターに伝言を依頼し、執事が相手に伝言を伝える、といった形式をとることが考えられる。このような形をとることは、さまざまな発達段階にある子どもたちを含めた利用者から、実効性のある内容確認についての同意を得るという意味でも必要があると考え。</p> <p>(法人 12: 一般社団法人インターネットユーザー協会)</p>	
	<p><b>意見概要</b></p> <p>年齢情報の携帯電話事業者から CGM 運営者への第三者提供にあたっては、ひとたび同意すれば携帯電話事業者が適格と認定した全ての CGM 運営者に第三者提供が行われる包括的な同意ではなく、CGM サイトごとに同意・非同意を選択できる必要がある。</p> <p><b>詳細</b></p> <p>P.22 の以下の部分について、</p>	<p>提言(案)では、青少年利用者が提供した個人情報の確に把握・管理することが望ましいとしながらも、実運用上は携帯電話事業者等による管理に委ねられる部分が多くなるとしております(提言(案)22 頁)。</p> <p>また、新たな取組の実施により実運用上生じた課題等について検証を行う必要性についても提言しており、</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>青少年の利用者や保護者の視点を踏まえれば、自ら提供した個人情報については的確に把握・管理していくことが望ましいものの、年齢情報の提供先主体である CGM 運営者の適格性や情報の活用方針について個別に判断することは困難であること、提供先主体の範囲は不断に変わり得ること等から、実運用上は携帯電話事業者等による管理に委ねられる部分が多くなるため、提供先主体の選定基準(適格性の判断基準)等については、なるべく明確かつ透明であることが望ましい。例えば、携帯電話事業者等としては、顧客からの照会に対して、当該契約端末の利用者年齢情報の提供先主体である CGM 運営者の名称を開示する等の取組が考えられる。</p> <p>「自ら提供した個人情報については的確に把握・管理していく」とこと、携帯電話事業者等が提供先の適格性判断を行い基準を明確かつ透明とすることは別の問題である。しかし、自らが提供した個人情報の的確な把握・管理を青少年の利用者や保護者が行うことができるようにするためにどのような取組が行われるのか、提言の中では明確になっていない。むしろ、上記の引用に続く以下の部分</p> <p>また、年齢情報を CGM 運営者に対して第三者提供する際には、個人情報保護法第 23 条(ガイドライン第 15 条)に基づく同意取得を行うことが求められる。同法は、第三者提供の事実や情報の種類、第三者提供の手段方法等の事前通知等を要件として、オプトアウトの手続も定めているが、(ア)携帯電話事業者等にすれば、年齢情報の取得時に利用者とは接触することから、その際に第三者提供の同意を取得するのが合理的であること、(イ)利用者視点を踏まえればオプトインの方がより丁寧な対応であることから、オプトインによる同意取得がより望ましいと考えられる。具体的に求められる対応は、年齢情報を取得する対象により異なる。新規契約や端末の機種変更等、青少年利用者又は保護者が販売店等に来店する場合、利用者年齢情報の取得等について説明するとともに、第三者提供に関する同意を取得することが考えられる。他方、一部携帯電話事業者に見られる利用者年齢情報を既に登録済みの青少年利用者又は保護者に対しては、第三者提供についての同意を取得する必要があるため、利用者本人に対して行う手法(例:携帯電話事業者が顧客端末に送付する SMS での案内等)や保護者に対して行う手法(例:請求書同封物を通じた案内等)等何らかの手法を講じる必要がある。また、利用者年齢情報を取得していない既存の契約者に対しては、機種変更等に先だて直ちに情報を取得するかどうかについては、費用対効果や利用者の利便性等に配慮しつつ検討を進める必要があると考えられる。</p> <p>では、議論が、携帯事業者から CGM 運営者への年齢情報の第三者提供についての、一括の同意取得が前提とされていて、個別の CGM サイトごとについての、青少年の利用者や保護者による的確な把握・管理を想定していないように思われる。しかも、新規契約や機種変更などのさいの来店の場合についてはオプトインの可能性はあるが、既存契約者などについての同意取得のための SMS での案内や請求書同封物での案内は、オプトインではなくオプア</p>	<p>ご指摘の点は今後の参考意見として承ります(提言(案)27 頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ウトを想定しているように思われる。</p> <p>しかしながら、青少年の利用者や保護者による自らが提供した個人情報の的確な把握・管理のためには、少なくともサイト単位での同意ないし非同意が可能でなければならない。</p> <p>技術的には、例えば携帯電話事業者が OpenID プロバイダーとなり、各 CGM 事業者が OpenID コンシューマとして、OpenID の属性交換のメカニズムで年齢情報の取得を行おうとするのであれば、携帯電話の利用者は個々の CGM 事業者ごとに、年齢情報の提供について同意ないし不同意を選択することができる(従来、携帯電話での OpenID の利用は困難と見られてきたが、認証基盤連携フォーラム 実証実験ワーキンググループの 2010 年 3 月 26 日付の報道発表によれば、携帯電話からも問題なく OpenID に基づく認証を行えることを実証したとのことである)。この場合は、端末を操作する携帯電話の利用者のみが同意ないし不同意を選択するため、利用者である青少年の保護者の関与はないが、OpenID による年齢情報の提供に先立って店頭等での同意取得(この場合の同意は、年齢情報提供システムのデータベースに利用者の情報を格納するための基本的な同意であり、第三者提供の包括的な同意ではない)を行うのであれば、個別サイトについての選択を行えない状態よりはましである。</p> <p>また、本取組が青少年の福祉被害の防止のための機能制限のための年齢認証の確実化を目的としていることをふまえると、必要のない段階での携帯電話事業者から CGM 運営者への年齢情報の第三者提供は行われるべきではない。CGM サイトに利用者として登録するものの全てが、福祉被害で問題となるメッセージ交換の機能を利用するわけではない。登録したまま実質的な利用のない利用者や、運営者の提供するゲームや電子コミック等のコンテンツを享受するのみにとどまる利用者に対してまで、携帯電話事業者の所有する年齢情報を必要とするような形は、行き過ぎである。ゲームや電子コミック等の内容に関する年齢認証が行われる場合でも、正確な年齢が必要だとされる社会状況ではない。</p> <p>従って、すでに述べたような CGM サイト個別の年齢情報の提供についての同意確認は、例えば利用者が最初に利用者間のメッセージ交換(送信ないし受信)を行おうとしたタイミングで行われるべきであるし、仮に、CGM サイト個別の同意確認ではなく店頭等での同意取得をもって包括的に第三者提供に同意したとする場合でも、実際の個人情報の提供は、サイト登録時ではなく利用者間のメッセージ交換利用開始時とするべきである。</p> <p>また、この提言では利用者年齢認証の実装方法の詳細には言及がないが、現状の多くの携帯電話向け CGM サイトでの利用者識別方式を考慮すると、契約者固有 ID をキーとして、携帯電話事業者から CGM 運営者に利用者年齢</p>	

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>情報を渡すような単純な方式を想定しているようにも思われるが、そもそも契約者固有IDによる利用者識別は、現在のCGMサイトが、携帯電話キャリアのいわゆる公式サイトに限定されずオープン化したものであることや、携帯電話端末の機能の高度化を考慮すると、そのような方式にはセキュリティやプライバシー保護上の問題があるので、行われるべきではないと考える。</p> <p>(法人 12: 一般社団法人インターネットユーザー協会)</p>	
	<p>あまり難しいことは言えないのですが、まず青少年保護目的のフィルタリングの件について。</p> <p>子供たちが誤って出会い系サイトに繋げてしまわない様に、とか、アダルトサイトを見ないように、といった目的で推進されていると思うのですが、フィルタリングだけでは完全に守られるとは思えません。</p> <p>新しい技術や方法がどんどん出てきています。</p> <p>携帯電話を持って10年の、還暦を越えた父が先日、誤って出会い系サイトに登録してしまい困った事になりました。大人もうっかり間違えれば被害に遭います。</p> <p>使う側がどういう事に気をつけなければならないのか、そういったことは、調べられている公的機関が一番よくわかっているはずですが。</p> <p>専門の指導組織をつくり、携帯電話会社と情報交換を綿密に行い、全国の地方・自治体、あるいは小さな地区単位でも「使い方教室」のような物を定期的に関わらせていただければ、「子供が使うけどよく分からない」と言っている大人も一緒に勉強できて良いと思います。</p> <p>(個人 155)</p>	<p>ご指摘のとおり、フィルタリングの普及促進に加え、利用者に対する啓発活動は重要であると考えます(提言(案)28頁)。</p>
	<p>ミニメール、DPIについて。</p> <p>専門的な知識はないので、文章を読んだだけではどういったものなのかは自分にはわかりませんが、DPIについてはアメリカが導入しようとしたところ猛反発にあい、結果「違憲判決」まで出ているものではないでしょうか。</p> <p>ミニメールの内容も、案の文中で何度か出ている通信の秘密、プライバシーの侵害になり、とても賛成できません。</p> <p>(個人 155)</p>	<p>提言(案)では、「ミニメール」の内容確認は通信の秘密の侵害に該当するため、原則として通信当事者から有効な同意を取得することが必要としています。</p> <p>「ミニメール」の内容確認に対して有効な同意がある場合には、一般的にプライバシーの侵害に該当しないと考えられます。</p>
	<p>・フィルタリング解除手続きの厳格化等に関して</p> <p>「子供に何を見せるか、見せないか」は各家庭の判断にゆだねられるべきです。必要以上の厳格な手続き、説明等は家庭の教育に公権力が過剰に介入することに繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>・ミニメールの内容確認に関して</p> <p>通信当事者の青少年の同意を得るに当たり、フィルタリングをしないことへの危険性を説明するとともに、内容確</p>	<p>提言(案)は、携帯電話フィルタリングに関する保護者の認識を補完するための取組を携帯事業者等に求めるものであり、家庭教育について干渉することを目的とするものではありません。</p> <p>ご指摘のとおり、フィルタリングの普及促進に加え、利用者に対する啓発活動は重要であると考えます(提</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>認に伴う個人情報の扱われ方、プライバシーがどの程度侵害されるか等の危険性も周知し、親と話し合いながら青少年自身に判断させるべきです。それが彼らの情報リテラシーを養成することにもつながると思います。</p> <p>・フィルタリング基準に関して コミュニティサイト、掲示板等の中には、同年代の青少年が悩みを相談し、周囲の大人が答えるといった、彼らにとって有益な情報も多く存在します。そうしたサイトまで見られなくなることの無い様、基準を厳格かつ明確に定め、周知していくべきです。</p> <p style="text-align: right;">(個人 156)</p>	<p>言(案)28頁)。 フィルタリングの基準については、民間の自主的な取組により策定されるべきものと考えます。</p>
3. 今後の課題について	<p>〇I-3-(2) 提言中記載の通り、限定された環境に対するその場しのぎの手法であり、早晚破綻するのは明らかです。</p> <p style="text-align: right;">(個人 73)</p>	<p>新たな課題等の検討に当たっては、青少年のインターネット利用環境が不断に変化していることを踏まえ、関係主体は実態把握や取組の効果、実運用条の課題等の把握に努め、有効な対策について検証を行っていくことが必要であると考えます(提言(案)27頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
<b>Ⅱ ライフログ活用サービスに関する検討について</b>		
○総論	<p>「ライフログ」の個人特定性を論じる際のIPアドレスの存在説明の中では、ウェブ上の履歴からは直接個人を特定できないとありました。ですが、誰かがサイトに訪れればそのIPアドレスを調べる手段はあると聞きます。だとすれば、それを頼りにプロバイダーと共同で調べれば個人を特定できるのではないのでしょうか。つまり、ウェブ上のサイト訪問履歴も(長期的に蓄積されたデータでなく短期的に蓄積されたそれでも)個人特定の有力な情報になるのではないかと危惧するのです。こう言う疑問が他にも寄せられた場合は、説明なり議論前提の見直しなどをして頂ければと思います。</p> <p>(個人 34)</p>	<p>特段の事情がない限り、ウェブページ上の行動履歴自体は個人識別性を有しませんが、ご指摘のIPアドレスやプロバイダの持つ情報等の情報と容易に照合して特定の個人を識別できる場合には、個人情報に該当します。この点は提言(案)4.(1)①イにおいて指摘されております(提言(案)39頁)。</p>
	<p>ライフログサービスは利用者に新たな価値を提供するサービスであり、新たな産業創造の可能性がある。事業者としてその可能性に大いに期待している。</p> <p>DPIなどの個別のログ取得手法にはプライバシー保護や通信の秘密などの課題はあるが、提言案に示されたような配慮原則に基づき、利用者の十分な理解の下に進めれば問題はないだろうと考える。</p> <p>(法人1:ソネットエンタテインメント株式会社)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
	<p>2)ライフログ活用サービスに関する検討について</p> <p>ライフログ活用サービスに関する検討については利用者と事業者の間におけるネガティブな意志相違による問題のみ整理されているが、ライフログを好意的に利用される利用者の権利について全く議論が欠如している。</p> <p>ウェブ上のライフログを消失する事が個人を否定すると同意に考える人も少なからず存在した改ざんされる事で権利を大きく損ねる人々も存在する。</p> <p>ライフログを今後のビジネスにおいて大きな要素ととらえるのであれば「利用の可否」だけ議論せず、利用可能とした場合の問題を整理すべきである。</p> <p>(個人 53)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>そもそも広告を見たくない者にとってはライフログ取得に関しては寧ろ迷惑でありプライバシー侵害である。取得自体をブロックする制度が望まれる。</p> <p>ライフログ取得に際してはどのようなデータが取得されているのか明示されるべきである。また、個人情報がその際完全に取得されていないことを証明する手段も必要である。速やかなライフログの削除手段の提供を併せ持つべきである。</p> <p>特定の業界のみ利益を得るわけでありプライバシー保護等を考慮すると国民の損失が大きくメリットがない。</p> <p>(個人 108)</p>	<p>提言(案)では、ライフログ活用サービスがプライバシーを侵害し得ることから、事業者に対して、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について透明性を図ることや、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段の提供を求めています(提言(案)47頁)。個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び関係各ガイドラインを遵守すべきと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>2. 「Ⅱ ライフログ活用サービスに関する検討について」では、利用者保護の観点だけではなく産業発展の視点を盛り込み、新たなビジネスの萌芽を摘むような過度な規制を排し、業界の積極的な関与を促す提言がなされたことに賛同いたします。</p> <p>一方、各事業者においては、かかるサービスの多様性ゆえ意見交換や検討の場を持たずにいる場合も多いため、当提言の実効性を発揮させるためにも、関係者が集まる場の設置や具体的な対応を進めるための技術の研究開発などの支援を検討していただけることを期待するものです。</p> <p>このことは、ライフログの活用が、まだ始まったばかりであること。広告主や、サービス提供者も活用方法を模索中であること。その為、ライフログの活用については、議論や検討が欠かせないと思うからです。</p> <p>(法人7: 一般社団法人オープンモバイルコンソーシアム)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。ご指摘の課題については、意見交換や検討の場の設置等の支援を検討して参ります。</p>
	<p>■意見 4: 「ライフログ」の名称は改めるべき(ライフログ活用サービスに関する検討)</p> <p>理由</p> <p>「ライフログ」は、元来、自ら進んで自分の生活記録を残すケースを指した言葉であり、オプトイン前提のサービスに対して用いるには妥当であるが、この提言案で検討されているのは、ほとんどが行動ターゲティング広告に関するものであり、行動ターゲティング広告のほぼすべてがオプトアウト前提である現状からすれば、これを指して「ライフログ」と称するのは、行動ターゲティング広告が利用者にとって常に有益なものであるとする先入観を与える表現であり、研究会の議論の公平性が疑われる。よって、この名称は適切に改めるべきである。</p> <p>(個人 144)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>(意見)</p> <p>プライバシー保護はネットに限った問題ではないので、ネット以外も含めた一般的なプライバシーの問題としてとらえるべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>ライフログ活用サービスの法的課題の検討の外縁を明確にするために、便宜上、「行動ターゲティング広告」「レコメンド機能」「位置情報を用いた行動支援型サービス」に絞って議論していることは理解しております。しかし、プライバシーの侵害をしようものや、利用者の不安感等を惹起しうることはネットに限定した問題ではありません(例えば、店内の監視カメラによる行動履歴の取得・保存・利活用のサービスも、プライバシーが侵害されたり、利用者の不安感等が惹起される可能性はインターネットと比べても遜色ない)。プライバシー保護の検討にあたっては、ネットとリアルなイコールフットリングも念頭に置くべきです。</p> <p>(法人9: 楽天株式会社)</p>	<p>ご指摘のとおり、プライバシーの侵害や、利用者の不安感等は、インターネットに限った問題ではなく、インターネット以外も含めた一般的な視座にたって検討すべきと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>登録情報や、位置情報、IP アドレスなどを元に表示する広告はよくある。 一部の広告は悪質な物があるが、大半が自ら入力した情報が元になる事も多い。 安易に怪しいサイトでの登録等を行わぬよう、十分に周知させるよう務めて欲しい。 事業者には、何の為に情報を集めているか？をはっきりさせて欲しい。</p> <p style="text-align: right;">(個人 154)</p>	<p>安易に自らの情報を入力しないよう、周知に努めることは重要であると考えます。総務省では、『国民のための情報セキュリティサイト』等を通じて周知に努めています。</p> <p>また、提言(案)では、取得の目的等の利用者への通知等の透明性の確保を配慮原則として定め、事業者に配慮を求めています(提言(案)47 頁)。</p>
<p>3. 諸外国の対応状況</p>	<p>米国や英国での状況をきちんと書いていると思うのですが、米国では、下院で違法との疑問を呈されて撤退した筈だと思うのですが、それについて書かれていない気がします。</p> <p style="text-align: right;">(個人 77)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
<p>4. 我が国において懸念される法的問題</p>	<p>○II-4-(1)-[1]-イ-表2-脚注 44 「同一 ID に紐付けて集積することが極めて容易」 「個人情報と紐付けることが容易」 突合容易性の指摘に同意です。 一般的な PC でのアクセスでも同様のことを行い得る場合が考えられるものの、携帯電話では送出 ID を利用者が選択できず、また通常は識別の必要がないアクセスでも識別情報が送信される点で、脅威が大きいと考えます。</p> <p>○II-4-(2) 行動履歴等がプライバシーとして保護されるべき情報であるという点に同意です。</p> <p style="text-align: right;">(個人 73)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
	<p><b>意見概要</b> 位置情報は比較的短期間で個人が推定可能になる場合があることを明示すべきである。</p> <p><b>詳細</b> P.41 に</p> <p><i>イ 行動ターゲティング広告等への適用</i> 一般に、行動ターゲティング広告等においては、利用者の興味・嗜好の分析に必要な、(ア)ウェブページ上の行動履歴(閲覧履歴、購買履歴等)や(イ)位置情報と、行動履歴の取得及び広告等の配信に必要な、(ウ)クッキー技術を用いて生成された識別情報や(エ)携帯端末の識別に必要な契約者固有 ID のみが必要であり、特段の事情がない限り、これらの情報自体は個人識別性を具備しない。よって、通常、行動ターゲティング広告等の事業者は個人情報取</p>	<p>今後の参考意見として承ります。現段階で、(ア)～(エ)のうちどの情報が容易に個人推定可能となるかについて、その可能性を論じることは困難と考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>扱事業者には該当しないと考えられる。</p> <p>ただし、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できる場合には、(ア)～(エ)の情報は個人情報に該当する。例えば、コンピュータ上に保存された(オ)氏名等の契約者情報のデータベースと(ア)～(エ)の情報とを容易に連係して用いることができる場合にあつては、(ア)～(エ)の情報は個人情報に該当する。</p> <p>(表2は、行動ターゲティング広告等の事業者が取得し得る情報に個人識別性が認められるかをまとめたものである。)また、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できる立場で、第三者から(ア)～(エ)の情報を取得した場合(いわゆる「名寄せ」)にあつても、(ア)～(エ)の情報は個人情報に該当する。</p> <p>また、(ア)ウェブページ上の行動履歴(閲覧履歴、購買履歴等)が相当程度長期間にわたって大量に蓄積された場合等、個人が容易に推定可能になる可能性がある。また、(イ)位置情報も、相当程度長期間にわたって時系列に蓄積された場合等、個人が容易に推定可能になる可能性がある。</p> <p>とあり、位置情報に個人識別性がないとされている。しかしながら、位置情報は、例で示されているような契約者情報との関係や長期間の蓄積がない場合でも、たとえば住宅地図とのマッピングを行うことによって、比較的短期間で個人が容易に推定可能になる可能性がある。</p> <p>現在、iPhone や Android といったスマートフォンでは、行動支援型のアプリケーションが急速に普及しており、それらのなかには、ソーシャルアプリケーションとして、利用者の端末とのインタラクションの時のみならず、携帯電話端末の電源が入っている限り、頻繁に位置情報等を事業者に送信するものがある。さらに、こうしたアプリケーションのうちの少なくないものは広告収益に頼る無料アプリケーションであり、アプリケーション内で表示される広告が行動ターゲティング広告である可能性もある。行動支援型のソーシャルアプリケーション内の広告が行動ターゲティング広告である場合、取得可能なデータは通常の Web ブラウザ上の行動ターゲティング広告に比べてはるかに詳細なものとなると考えられる。</p> <p>従って、位置情報については、他の「個人識別性を有しない」情報よりも、より容易に個人識別性を有する可能性があるむね、注意喚起すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(法人 12: 一般社団法人インターネットユーザー協会)</p>	
<p>5. より信頼されるサービスに向けて (配慮原則の提言)</p>	<p>○II-5-(1)-[1] 「対象情報は、個人情報保護法上の個人情報であるか否かを問わない」 個人情報保護法はプライバシー保護には不十分であるため、個人情報保護法上の個人情報に限らない点を支持します。</p> <p>○II-5-(2)-[2] 「広告の掲載者のウェブサイトにおいて、第三者による対象情報の取得や広告等の配信が行われていることを明</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>示第三者取得の場合は取得元サイトにおいて通知等を行う必要がある点を支持します。</p> <p>○II-5-(2)-[3]</p> <p>「通常のブラウザの設定では、個別のクッキーを拒否することが難しいことも考慮される必要」</p> <p>「契約者固有 ID が非通知になっていると利用できないサイトやサービスが広く存在することも同様に考慮の必要」</p> <p>個別の制御ができない状況に乘じ、現実的に実行不可能な方法をもって停止手段とすることを容認せず、事業者が個別に停止手段を提供する必要がある点を支持します。</p> <p style="text-align: right;">(個人 73)</p>	
	<p>3. P47 の「5. より信頼されるサービスに向けて」の項に、国際的なハーモナイゼーションに対応する必要性が記されていますが、我が国における取り組みが国際環境の中で競争力を失うことがないよう、見直しだけではなく官民一体となって主導的に取り組まれることを要望いたします。</p> <p>特に、日本が先端を行っている携帯電話を活用したマーケティングと、ライフログの活用については、国際競争上の優位性を確保できると考えております。その意味においても、官民一体となり、国際競争力を高めることが、我が国にとっても重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人7: 一般社団法人オープンモバイルコンソーシアム)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。我が国のライフログ活用サービスの国際競争力向上は重要な課題であると考えます。</p>
	<p>どの広告が行動ターゲティングの結果なのかを示すべき(ライフログ活用サービスに関する検討、配慮原則の提言、透明性の確保)</p> <p>理由</p> <p>提言案の「配慮原則の提言」では、透明性の確保として、「対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知り得る状態に置くよう努める」とし、その具体的な項目として、「ア.取得の事実、イ.対象情報を取得する事業者の氏名又は名称、ウ.取得される情報の項目、エ.取得方法、オ.第三者提供の事実、カ.提供を受ける者の範囲、キ.提供される情報の項目、ク.利用目的、ケ.保存期間、コ.利用者関与の手段」を列挙しているが、どの広告が行動ターゲティングの結果を反映したものであるかという情報が、ここに含まれていない。</p> <p>行動ターゲティング広告の普及によって懸念されることとして、広告内容に、例えば、加齢臭石けんや、口臭治療、禿治療などが採用され、つまり、いわゆるコンプレックスビジネスに行動ターゲティングが活用されるようになった場合、人々は、どの広告を見ても「自分のことを指して言われているのではないか」という疑心暗鬼にかられるようになる虞れがある。</p> <p>どの広告が行動ターゲティングの結果を反映したものが利用者に明らかにされない状況では、そのような不安感や、そのような広告を掲示するサイトに対して向けられるだけでなく、あらゆる広告掲載サイトに対して向けられるようになり、ひいてはインターネットビジネス全体の信用を損なう事態となりかねないと危惧する。</p>	<p>ご指摘のとおり、ある広告が対象情報を活用した行動ターゲティング広告等なのか否かを、利用者に対して明示することは、利用者の不安感等の払拭に当たって重要であり、『透明性の確保』原則の前提として、事業者に期待される事項であると考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>そのような事態を避けるために、どの広告が行動ターゲティングの結果を反映したものであるかを明示することが効果的であると考えられる。具体的には、行動ターゲティング広告の掲載部分の角や端に、専用のマーク等を表示する方法などが有効と考えられる。</p> <p>このような措置は、広告事業者にとっても不都合はないはずと考える。なぜなら、行動ターゲティング広告は、利用者が望む広告を表示するものであって、利用者にとっても有益で、歓迎されるものとされているのだから、専用のマーク等を表示することを怖れる必然性がない。</p> <p style="text-align: right;">(個人 144)</p>	
	<p>(2) 配慮原則</p> <p>③ 利用者関与の機会の確保</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>また、携帯電話インターネットでは、契約者固有IDの非通知について説明するとともに、その設定方法を掲載しているウェブサイトが散見される。契約者固有IDの非通知により、同様にブラウザを識別することが出来なくなり、取得情報は対象情報からはずれるとはいえ、契約者固有IDが非通知になっていると利用できないサイトやサービスが広く存在することも同様に考慮の必要があると思われる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>弊社の携帯電話インターネット(EMnet)では、弊社とEMnet上のコンテンツプロバイダーの間でやり取りされる契約固有ID(個人識別性なし)は利用者が通知・非通知を選択することが可能です。しかしながら、利用者が選択の上、契約者固有IDを送出しないことによる一部サービスが利用できないことについては、最終的に利用者の判断に委ねられるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人 11: イー・モバイル株式会社)</p>	<p>契約者固有IDの非通知は携帯電話インターネットを利用するに当たっての最も基本的なプライバシー保護手段であり、これを利用者が選択するに当たって、不当に多くのサイトやサービスが利用できないという大きな障壁があることは適当でないと考えます。</p>
	<p>(2) 配慮原則</p> <p>④ 適正な手段による取得の確保</p> <p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>不正手段による取得には、取得者や取得情報の範囲等を偽る場合(通常人が想定する範囲を大きく逸脱して取得される場合を含む。)、利用者が全く認識し得ない手段を用いる場合等が考えられ、かかる態様の取得に対する利用者の不安感等が高まっている。こういった事案に対応し、不安感等を払拭し、対象情報の適正な取扱いに対する利用者の信頼を確保する観点から、取扱いの起点である取得段階から適正性が確保されていることが重要である。よって、対象情報を適正な手段により取得するよう提言するものである。</p> <p>具体的な適正性の判断については、ケースバイケースであり、各法令の趣旨や社会通念に委ねられる。</p> <p><b>【意見】</b></p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ライフログを利用したサービス事業者は利用者に対して、自らのサービスの仕組及び情報の第三者提供・取得に関する扱いについて透明化を行い、利用者の不安感払拭を図ることが、今後のライフログを利用したサービスの更なる発展に重要であると考えます。</p> <p>(法人 11:イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>提言の内容</p> <p>提言は、「ライフログ活用サービスは揺籃期にあり、事業者に過度の負担となってサービスの発展を妨げることは避けるべきであることから、まずは、規制色の強い行政等によるガイドラインではなく、事業者による自主的なガイドライン等の策定を促すべきであらう。」として、自主的なガイドライン等の策定の指針となる緩やかな配慮原則を策定するとの考え方に立っている。</p> <p>提言の問題点</p> <p>提言の考え方は、ライフログ活用サービスにおいて取得される情報が、場合により個人識別性を獲得し、プライバシー侵害となりうる点として妥当である。匿名化された情報でもこれを個人識別性のある情報に変換する方法の研究も進んでおり、現時点で一般的には個人識別性のないネット閲覧情報等のいわゆる「パーソナル情報」であっても、取扱いの主体や時期によっては、個人識別性を獲得しうるものである。しかし、同提言は、ライフログ活用サービスの発展に重きを置き、それによって侵害されうるプライバシー権について軽視しすぎるきらいがある。</p> <p>すなわち、提言はライフログ活用サービスに行政等による規制を加えてしまうとサービスの発展に支障が生じてしまうため、できるだけ行政等による規制はせずに事業者による自主規制に委ねるべきとの考え方に立っている。しかし、ライフログ活用サービスの利便性の追求も確かに重要な課題であるが、他方でプライバシー権の保障も重要である。殊に、プライバシー権はいったん侵害されると回復が困難な性質を有しているうえ、ネット上で収集・蓄積された情報は、消去することが不可能ないし困難である。一方の追求のために他方が後退ないし蔑ろにされてはならない。ライフログのようなプライバシー侵害の危険性のある新たなサービスの設計にあたってプライバシー保護の仕組みが最初から組み込まれるように実効的な規制が検討されるべきである。</p> <p>&lt;同旨意見計2件&gt; (個人 73、164)</p>	<p>ご指摘のとおり、ライフログ活用サービスの発展に過度に重きをおき、プライバシーを軽視することがあってはならないと考えます。提言(案)では、事業者に対して、配慮原則を踏まえた自主的なガイドライン等の策定・適用することでプライバシー保護の仕組みを組み込むよう求めております(提言(案)47頁)。</p>
<p>6. ディープ・パケット・インスペクション技術(DPI技術: Deep Packet Inspection)を活用した行動ターゲティング広告について</p>	<p>DPI技術を活用した行動ターゲティング広告は、プライバシーを侵害するものであり、導入に反対である。</p> <p>&lt;同旨意見計147件&gt; (個人 01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 50, 51, 52, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 145, 146, 147, 149, 150, 151, 152, 153, 155, 157, 158, 159, 161, 162, 163)</p>	<p>DPI技術を活用した行動ターゲティング広告は、その態様によってはプライバシーを侵害し得るため、事業者は、利用者に対して相応の配慮をなすことが望ましいと考えられます。よって、ご指摘の趣旨を踏まえ、DPI技術を活用した行動ターゲティング広告事業者に対して、特に配慮原則を踏まえた運用基準等を策定するよう求めることと</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		し、所要の追記を行います(提言(案)58頁)。
	<p>DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告は、憲法に定める通信の秘密に違反するものであり、導入に反対である。</p> <p>&lt;同旨意見計139件&gt; (個人 01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 14, 15, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 52, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 66, 67, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 89, 90, 92, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 118, 119, 120, 121, 122, 124, 125, 126, 127, 128, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 155, 157, 158, 159, 161, 162, 163)</p>	<p>DPI技術を活用した行動ターゲティング広告の実施は、利用者の明確かつ個別の同意がない限り、憲法等で保護される通信の秘密を侵害するものであり許されません。提言(案)では、事業者に対して、同意に当たっての判断材料として、運用に当たっての基準等を策定しこれを適用することを求めています。ご指摘の趣旨を踏まえ、基準等において事業者が明確にすべき事項を提言(案)に追記することとします(提言(案)58頁)。</p>
	<p>DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告は、米国および英国等の諸外国において違法性が指摘されており、導入に反対である。</p> <p>&lt;同旨意見計126件&gt; (個人 01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 50, 51, 52, 54, 55, 56, 58, 59, 61, 62, 63, 66, 67, 69, 71, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 89, 90, 92, 94, 95, 97, 98, 99, 101, 102, 103, 105, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 118, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 130, 131, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 142, 143, 145, 146, 149, 151, 152, 153, 155, 157, 162, 163)</p>	<p><b>【米国】</b></p> <p>現時点で、米国において、議会、行政当局又は司法当局によってDPI技術を活用した行動ターゲティング広告が違法であるとされた事例は承知しておりません。ただし、複数の関係者が、有効な同意を得ないサービス提供についてプライバシー上の問題を指摘していることは承知しております。</p> <p>提言(案)においては、日本においてこのようなサービスを実施する場合には、事業者は、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、利用者の明確かつ個別の同意を得る必要があるとしております(提言(案)56頁)。</p> <p><b>【英国】</b></p> <p>現時点で、英国において、議会、行政当局又は司法当局によってDPI技術を活用した行動ターゲティング広告が違法であるとされたとは承知しておりません。なお、欧州委員会は、英国国内法(Regulation of Investigatory Powers Act 2000</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>(RIPA)3条1項)が、(利用者の)同意が得られている場合だけでなく、同意が得られていると『信じるに足る相当の理由があるとき』にも通信の傍受(通信の知得)を許容している点を、EU指令との間で問題であるとしています。</p> <p>提言(案)においては、DPI技術を活用した行動ターゲティング広告を実施する場合には、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、利用者の明確かつ個別の同意を得る必要があるとしております(提言(案)56頁)。</p>
	<p>DPI技術を活用した行動ターゲティング広告は、個人情報保護法に抵触するものであり、導入に反対である。</p> <p>(個人 116)</p>	<p>DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告を含むライフログ活用サービスを行うに当たって、事業者が取り扱う情報が個人情報に該当する場合は、当該情報は個人情報保護法及び関係各ガイドラインで保護されます。</p>
	<p>DPI技術を活用した行動ターゲティング広告は、不当な捜査につながるおそれがあり、導入に反対である。</p> <p>&lt;同旨意見計2件&gt;(個人 124、132)</p>	<p>DPI技術を活用した行動ターゲティング広告は、捜査機関によって行われるものではありません。なお、当然のことながら、捜査機関による通信の傍受は、別途、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年8月18日法律第137号)等の法令上の根拠がなければ許されません。</p>
	<p>「(DPI)は利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害する」とあるものの、プロバイダーが負うべき説明詳細の記述がなく、利用者には大きなリスクを負わせています。これらのことから、DPIの導入に反対します。</p> <p>&lt;同旨意見計5件&gt;(個人 41、77、86、105、137)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、利用者から同意を取得する際に、利用者に対して明確に説明すべき事項について、提言(案)に追記することとします(提言(案)58頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>「同意」を義務づけたとしても、プロバイダ企業が皆「同意」を求めれば、なし崩しに同意せざるを得なくなります。</p> <p>(個人 91)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>「ユーザーが希望すれば」と言うのもおかしいものです。そのような通信の秘密を破るような仕組みがあること自体がおかしいのです。「貴方が希望すれば基本的人権を放棄する事ができます」というシステムそのものが害悪と思いませんか？</p> <p>(個人 93)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>同意を求めるにしても、通信事業者が利用者にどのように説明するかによってこの問題が利用者に理解されない可能性があります。電子機器の扱いが不得意な方の場合、その可能性は大きいです。当然、プライバシーの侵害にあたることを意図的に伏せたような説明がなされる懸念も生じます。</p> <p>＜同旨意見2件＞(個人 104、116)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、事業者に対して、利用者から同意を取得する際には、利用者が容易に認識かつ理解できる形で利用者に説明することを求めることとし、提言(案)に追記することとします(提言(案)58頁)。</p>
	<p>悪意を持った権力者・団体が対立する人物・団体に対して制度を悪用した場合、国民の権利を不当かつ不必要に侵す危険性がある→国民の『知る権利』『言論の自由』『表現の自由』を萎縮させる危険性がある。</p> <p>(個人 116)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>何より国民に十分に周知させずに推進しようとする態度は、民主主義国家のやることではない。</p> <p>(個人 118)</p>	<p>国民に対する政策の十分な周知は重要と考えます。今後、より一層の周知に努めて参ります。</p>
	<p>DPI(ディープ・パケット・インスペクション)技術を活用した行動ターゲティング広告の実施は、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者にて検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p> <p>(個人 65)</p>	<p>現時点においても、利用者から明確かつ個別の同意を得ることは不可能であるとは考えておりませんが、ご指摘の趣旨を踏まえ、明確かつ個別の同意を確保する趣旨から、利用者に対して明確に説明すべき事項について、具体的に求めるとともに、利用者が容易に認識かつ理解できる形で説明することを求めることとします。(提言(案)58頁)。</p>
	<p>ディープ・パケット・インスペクション技術の活用は、「行動ターゲティング広告」という新たなビジネスの可能性があり、通信の秘密の保護、個人情報の保護及びプライバシーの保護に関する課題など提言案にある配慮を考慮しながら</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ら、利用者に十分な理解を求めた上で実現の可能性を模索していくことが新産業育成の観点からも重要であると考 えております。</p> <p style="text-align: right;">(法人4:ニフティ株式会社)</p>	
	<p>DPI 技術を用いた行動ターゲティング広告は日本国内においては基本的に認められるべきではない。 「DPI 技術により通信情報を取得することに同意する旨の項目を契約書に設けて」とあるが、もしこの技術が解禁さ れたらどのプロバイダ事業者もこぞって DPI を導入し広告事業に乗り出す(または広告事業者と提携する)ことで、代 わりに月額料金を引き下げるであろう。</p> <p>なぜなら月額料金を引き下げることは、新たな顧客獲得の契機となるからである。 このことは、低価格競争・無料プロバイダ競争を呼び起こすことにつながり、ひいては「低価格でなくてよいから、 DPI を使用しないプロバイダ事業者と契約したい」という選択肢が奪われることになりかねない。</p> <p>事業者が常に「DPI を使用しない通常契約」と「DPI を使用し個人情報を抜く代わりに無料あるいは低価格である契 約」を 2 通り用意し、前者の契約をした人々のデータは絶対に解析しないよう後者とサーバーやネットワークを分離 する等の措置を義務づけ、後者契約については分かりやすい言葉で説明に努める義務を課す、契約の文言を理解 していない者との契約は不可とする、契約者からの申し出があればいつでも解約ができるように最低契約義務年数 の設定は認めない等、厳重な対応がなされる、そしてその対応を外部に対して明示的に公開するという条件つきで あれば、認めてもよいと思われる。</p> <p style="text-align: right;">(個人 129)</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、利用者から同意を取得 する際に利用者に対して明確に説明すべき事項に ついて、提言(案)に追記することとします。また、オ プトアウトの機会の提供についても提言(案)に追 記して、事業者に求めることとします(提言(案)59 頁)。</p>
	<p>DPI 広告を提供する事業者は、おそらく、そのサービスがいかに利用者のプライバシーに配慮したものであるかを 説明し、たとえば「Web メールの内容については傍受しない」といった説明をして、利用者の同意を得ようとするであ ろう。また、利用者も、そのような配慮がなされているからこそ、同意してオプトインできるものと考えられる。</p> <p>しかし、DPI 広告の場合、そのような配慮が本当に実施されているかは、外部からは誰にも検証できない。これ は、従来の行動ターゲティング広告にはなかった新しい事態である。従来の行動ターゲティング広告では、専門家が Web ブラウザの挙動等を調べることによって大方その影響範囲を推定できるものであった。それに対し、DPI 広告の システムは、実際に何をやっているかは事業者のシステムに侵入して調べるなどしない限り第三者には検証できな いものである。</p> <p>そのような検証不能なシステムについては、事業者の説明があるからといって透明性が確保されたとは言えず、 通信の秘密という重大な事項についての同意にあたっては、その程度の透明性で有効な同意があったと見なすべき ではない。</p> <p>したがって、DPI 広告実施事業者の説明が真実であることを検証する第三者による監査を義務付けない限り、この</p>	<p>ご指摘のとおり、DPI 技術を活用した行動ターゲティ ング広告の実施にあたり、例えば有効な同意を得ずに パケットの解析を行う等、事業者が通信の秘密を侵害し ていたとしても、外部からの観察が容易でない場合が あり得ます。しかしながら、通信の秘密の侵害行為に は刑事罰が規定(電気通信事業法第 179 条)されてお り、一般予防の効果が期待されると考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ようなサービスを合法と認めるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">(個人 144)</p>	
	<p>行動ターゲティング広告に利用するための DPI 技術による通信情報の取得については、「例えば(中略)同意する旨の項目を契約書に設けて、明示的に確認すること等の方法を行う必要がある」ということですが、ライフログ取得に関して利用者にわかりやすく説明することを前提に、個人向けのサービスの申し込み形態として利用度が高い「オンライン・サインアップ」等も同意取得の有効な手段の例示として追記されると利用者にもわかりやすいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人 10:NTT コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>オンライン・サインアップは、一般的にオンラインで入会登録等を行うことと考えられますが、それが個別かつ明確な同意取得の有効な手段といえるかどうかは、ケースバイケースであるため、例示として追記することは適当でないと考えます。</p>
	<p><b>意見概要</b></p> <p>DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告については、推奨しないむね明記すべきである。</p> <p><b>詳細</b></p> <p>提言案は、DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告を行うこと自体については、中立的であろうとしているようにも思われるが、しかし、P.56 で</p> <p><i>従来、DPI 技術は、帯域制御のための要素技術として利用されてきたが、現在、ファイアウォールでは防ぎきれないインターネット上の脅威に対する防衛手段のための要素技術として、より洗練された行動ターゲティング広告のための要素技術として、先進的な利用が検討されており、今後の展開が期待される技術である。</i></p> <p>とした上で、結論として P.58 で</p> <p><i>よって、DPI 技術を用いた行動ターゲティング広告については、各事業者は、透明性の確保に向けて運用に当たっての基準等を策定し、これを適用することが望ましい。</i></p> <p>としていることは、ややもすると研究会が DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告を推奨・推奨しているようにも見える。しかしながら、法的整理によっても明らかのように、DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告は通信の秘密の侵害であり、正当業務行為でもなく違法性阻却が認められない。また、「ミニメール」内容確認における福祉犯被害防止といった大義名分があるわけでもない。</p> <p>利用者視点を踏まえるならば、DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告は、利用者にとって利益があるとはいえないものである。DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告に同意することによって利用者が ISP に支払う回線利用料が無料になる、あるいは大幅に低廉化する、といった、利用者の目に見える利益がある場合であればともか</p>	<p>行政機関の研究会として、個別のサービスについて、推奨しない旨の表明を行うことは適当でないと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>く、例えば、ISP の収益が増加することで ISP の経営が安定するので利用者にも利益がある、といった水準の説明が受け入れられるものとは考えにくい。</p> <p>従って、少なくとも ISP の既存の接続サービスに DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告を導入するような形は、推奨しないむね明記すべきである。そして、運用基準等の策定においては、DPI 技術を活用した行動ターゲティング広告を前提とする新規の接続サービスを基本とするような形に限定すべきである。</p> <p>(法人 12: 一般社団法人インターネットユーザー協会)</p>	
	<p>提言が、DPI 技術を用いた行動ターゲティング広告を通信の秘密を侵害する行為であると明言している点は評価できる。しかしながら、提言は、他方で、DPI 技術について、「より洗練された行動ターゲティング広告のための要素技術として、先進的な利用が検討されており、今後の展開が期待される技術である」と積極的な評価をしている。通信の秘密を侵害する行為をこのような積極的に評価することは問題である。また、そのような積極的な評価が背景にあると、いかに抽象的レベルで「有効な同意」の必要性を呼びかけても、結果的には、契約書等による形式的・包括的同意さえ得れば通信の秘密の侵害にはならないとする認識ないし運用を業者間に蔓延させる結果になるおそれがある。そうなれば、DPI 技術による行動マーケティング広告について十分に理解のないまま同意してしまった通信当事者からのプライバシー侵害ないし通信の秘密の侵害の苦情に対して、「事前同意」を根拠に救済が図られない危険性がある。</p> <p>DPI 技術による行動マーケティング広告等への利用については、欧米では強い批判が生じたために、予定されていた利用計画が中止され、あるいは提言自体も紹介しているように、DPI 技術を有している会社自体が倒産したといった状況があり、そのために法規制の必要性自体が差し当たり消失ないし減少している面もあると考えられる。行動マーケティング広告という経済的自由のために、通信の秘密あるいはプライバシー権という憲法上重要な権利が安易に制約・侵害されてしまうことがあってはならないはずである。DPI 技術による行動マーケティング広告の許容性自体についてそもそも疑問があるのであり、その点について厳密な議論がなされる必要がある。</p> <p>(個人 164)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、形式的・包括的同意ではなく、個別かつ明確な同意を徹底する趣旨から、利用者に対して明確に説明すべき事項について、具体的に求めるとともに、利用者が容易に認識かつ理解できる形で説明することを求めることとし、提言(案)に所要の追記を行います(提言(案)58 頁)。また、同意後の救済についても、オプトアウトの機会の提供を求めることとし、提言(案)に所要の追記を行います(提言(案)59 頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
<b>Ⅲ 安全管理措置に関する検討について</b>		
○ 総論	<p>3)安全管理措置に関する検討について 問題整理の中で次の視点が不足していると考えられます。</p> <p>a)情報が漏洩もしくは、喪失した場合の対応する窓口等(監督官庁も含む)が判りにくくその事が対応の遅延に繋がったり、情報流布する掲示板等への書き込みに誘引され二次被害まで発生するのではないか。どのような形の情報漏洩、喪失でも1つの官庁に報告し、情報提供するなど利用者や事業者からわかりやすい体制を取る事がまず安全管理には不可欠であると考えられる。</p> <p>b)持ち出さない事や特定のセキュリティ技術基準に注視しても、市場が萎縮し、また新規技術の発展などが望めなくなる恐れが危惧される。もっと多様な視点で取り纏めすべきではないか。</p> <p>以上の視点に対してもっと掘り下げて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 53)</p>	<p>本研究会では、個人情報保護法における主務大臣制を前提に検討を行っています。なお、ご指摘にある「情報が漏洩もしくは、喪失した場合の対応する窓口等(監督官庁も含む)が判りにくくその事が対応の遅延につながったり」という点については、個人情報取扱事業者が漏えい時における報告先をあらかじめ確認しておく等の措置を講じていれば特段の問題は生じないと考えます。</p> <p>漏えいした個人情報に適切な技術的安全管理措置が施されていた場合の手続の簡略化などを行うことにより、事業者に暗号化等を行うインセンティブが働くことが期待されるとともに、手続の簡略化が可能となる適切な技術的保護措置についても必要に応じて見直しを進めていくこととしているため(提言(案)99頁)、「市場が萎縮し、また、新規技術の発展などが望めなくなるおそれ」が生じるものとはならないと考えます。</p>
	<p>端末の高度化や利用スタイルの変化に伴い、「安全管理措置」の提言はまさに必要性を感じており、安心して利用できるICTサービスの指針になるものと思われれます。</p> <p>情報セキュリティに関する業務に携わる者としても、「安全管理措置」の中で述べられている提言の内容を、ソリューションとして導入を進める企業を多く拝見しております。</p> <p>これらの企業の共通点として、データの暗号化などの対策は既に済んでいるものの、端末紛失時などに遠隔地から着実にデータの消去ができることを多く要望されております。</p> <p>暗号化等の技術的対策を施したとしても利用端末のパスワード管理等は人的要素に影響されることが多いため、決定的な問題解決にはならないとの認識です。</p> <p>本提言への意見としては、安全管理の技術的保護措置の導入を進める者の立場として、「遠隔データ管理技術」に関する企業の要望を、追加要件として提案させていただきます。</p> <p>1. データ削除方法の規定</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>手続の簡略化が容認される技術的保護措置に関しては、モバイルPC等の正規の利用者又は権限者だけしか紛失等にあったモバイルPC等に搭載された情報を見ることや利用することが確実にできない場合であることが必要である一方で、当該保護措置は新たな製品開発を妨げることがないような内容にすることが適当と考え、提言(案)で適切な技術的保護措置の要件について示したところ(提言(案)95頁)。</p> <p>なお、「5. 現行ガイドラインの改正の方向性」(3)で示しているとおり、適切な技術的保護措置の要件につ</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>単純なデータ削除では、復元可能であるため、技術的な確証のとれた削除方法を規定する必要がある。例：現米国国家安全保障局(NSA)推奨方式、金融庁推奨方式など)</p> <p>2. 導入の容易性・柔軟性          特定ベンダーの端末に制限されず、既存資産で実現できること          専用ハードを必要としないこと</p> <p>3. 各種 OS への対応          各種端種別、OS に対応できること(例:Windows モバイル端末など)</p> <p>4. グローバル対応          生産拠点、開発拠点のグローバル化に伴う、多言語対応を含む海外での利用環境の実現</p> <p>5. データの削除範囲指定          暗号キーの削除のみでなく、特定データやフォルダを削除できること</p> <p>6. 導入環境の選択          クラウド利用や自社構築など利用シーンが選択できること          なお、上記の要件を備えた「××××」をソリューション事例として推薦いたします。          (法人3:株式会社メトロジー)</p> <p>個人情報を含むデータの「安全管理措置」の提言はまさに必要性を感じており、安心して利用できる ICT サービスの指針になるものと思います。</p> <p>企業の共通点として、データの暗号化などの対策は既に済んでいるものの、端末紛失時などに遠隔地から着実に指定したデータの消去ができることを切望して居ります。</p> <p>安全管理の技術的保護措置の導入を進める者の立場として、「遠隔データ管理技術」に関する企業の要望を、追加要件として提案いたします。</p> <p>1. データ削除方法の規定          単純なデータ削除では、復元可能であるため、技術的な確証のとれた削除方法を規定する必要がある。例：現米国国家安全保障局(NSA)推奨方式、金融庁推奨方式など)</p> <p>2. 導入の容易性・柔軟性          特定ベンダーの端末に制限されず、既存資産で実現できること          専用ハードを必要としないこと</p> <p>3. 各種 OS への対応          各種端種別、OS に対応できること(例:Windows モバイル端末など)</p>	<p>いては、必要に応じて見直していくこととしています(提言(案)99頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>4. グローバル対応 マルチランゲージ対応であること</p> <p>5. データの削除範囲指定 特定データやフォルダを削除できる。</p> <p>6. 導入環境の選択 クラウド利用や自社構築など様々な利用形態が選択できること なお、上記の要件を備えた「×××××」をソリューション事例として推薦します。</p> <p style="text-align: right;">(法人5: 株式会社アークスジャパン)</p>	
	<p>BIOS や OS のパスワードでは、機器から HDD を取り出し別機器に接続するなどして、別環境からアクセスすることで、HDD 内のデータを取得できる場合が多いことに注意する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(個人 73)</p>	<p>提言(案)では、記録媒体を物理的に取り出されることによる漏えいリスクに対応するために必要とされる安全管理措置として、持ち出す情報の暗号化及び復号鍵の管理を求めています(提言(案)82 頁)。</p>
	<p>行政機関は特に国民の個人情報が集積しているため厳格なルールに基づき強固な管理と確実な実行および透明性ある運用が望まれる。また漏洩後の対応がお粗末であり、このケースも想定した厳格なルールの定義が必要。罰則や賠償も明確な定義が必要。</p> <p style="text-align: right;">(個人 108)</p>	<p>本研究会の検討は、電気通信事業者等の個人情報取扱事業者を対象とするため、国の機関等は対象外となります。なお、行政機関における個人情報の取扱いに関しては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」により規律されているところです。</p>
	<p>モバイル PC 等による個人情報の社外への持出しの際に講ずるべき安全管理措置、適切な技術的保護措置が講じられていたときの手続の簡略化について、ガイドラインの改正を行うことが適当であるとされた本提言に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">(法人8: 富士通株式会社)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
	<p>まだまだ、情報を扱う者の危機意識が足りていないと感じる。 持ち運ぶ物もそうだが、据え置き型もセキュリティ対策が甘く、情報漏洩の危機はつきもの。 悪質な物も含めた公衆無線 LAN による情報の傍受、ウイルスによる被害など枚挙に暇が無い。 暗号化や認証技術の向上だけでは防ぎ切れない問題もあるので、個人の危機意識と管理を徹底するよう務めて欲しい。</p> <p style="text-align: right;">(個人 154)</p>	<p>個人情報を社外へ持ち出す場合の安全管理措置は、技術的保護措置と組織的保護措置の双方を一体的・総合的に講じることが必要であり、提言(案)においてもその旨が示されているところです(提言(案)81 頁)。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>企業のネット環境の運営について、ITの性質上、情報管理が難しいためか、メディアによる持ち出しやデータの送信が個々の判断では不可能となっている。これは、印刷物による時代から考えると過度の運用で、弊害が大きい。現在、多くの会社で情報の持ち出しの禁止措置が一層加速しているようである。企業管理の顧客情報の流出やファイル共有ソフトによる情報漏洩が起こった際に個人情報の漏洩という文言を用いて、マスメディアが問題を大きく報じたために企業側がバッシングを恐れたことに発端があると思われるが、個人情報保護に関する法案が成立するに至り、過剰な運用をせざるをえない状況に追い込まれてしまっている。当の企業経営者や情報管理部門、また、一般の従業員レベルではこの流れに関して、無関心なのか、世の中の流れと言った一言で押し殺している状態のようである。個人的な意見としては、この風潮と法律は非常に根深い問題を抱えていると感じている。特に、顧客管理と直接関連のない中堅以上のメーカーの研究・開発部門や情報技術・通信関連の企業の管理者だけでなく、特に実質の戦力である技術者・研究者にマイナスの影響が及んでいると思われる。企業の技術者・研究者はこれまで、比較的自由にプレゼン用のファイルや文書ファイルを自宅に持ち帰り、時間に余裕がある際には自宅でも検討することが可能であった。それが、少々長いメモ書き等の内容でも、運用上、ほぼ不可能になり、かえって、時間の自由度が極端に狭まる結果となった。研究者の数は大学だけでなく、営利企業にも相当数いるはずで、企業研究の自由度が強く制限されることは、国全体の研究開発力を大きく毀損することになる。また、これまで、工場内で製作するような有体物では持ち帰ることを考えないため問題とならなかったが、単に不便になったということだけではなく、会社内で成し遂げた無体物(本人が作成した書類、画像、方法論、考え方)までもが成果として一生本人の所有に全くならず、頭の中に留めておくのみとなった。これは、個人の思考の中に分断をもたらすことになり、不自然で不利益が大きい。これにより、個々の技術者・研究者に自由度がなくなるために、特に、成長性のある分野における情報の流通に関して、大幅な縮小要因になる。これらの法律の規制の影響を受けにくい国や新興企業はITによる情報の流通の恩恵を受けられるが、規制が効きやすい企業やその企業の従業員には情報過疎となり、ネット環境が十分に整備されているだけに、利用の面での使いなさをギャップが失望となる。結果としてITは消費者としての私的利用にとどまってしまう。新興諸国がキャッチアップしてきた現在となつては、機密情報の漏洩による不利益よりも、情報の停滞による不利益の方が大きくなってきていると思われ、研究・開発部門や企画部門には逆に、法律の中で、もっと情報の流通を促進させるような運用が必要であると思われる。不正競争防止法との関連もあるだろうが、個人情報保護法案をきっかけに、現状、すべてのデータ送信を停止するしか、情報の流出を防止する方法がないという考えで、すべての部門の情報の出を停止してしまったと思われる。この流れは現状では容易には止められなくなったと言え、大変憂慮される問題だと思われる。企業側にせめて本人作成の資料の持ち帰りは、特に制限なく行えるよう運用していくように、指導等で促すような枠組みを作って頂きたい。また、当初の想定外の部門につかみにくい過剰反応がもたらされている可能性があると思われるので注視して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">(個人 160)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p> <p>なお、本研究会の検討によって、社外への個人情報の持ち出し時の安全管理措置の在り方については、一定の整理がされたものと考えております。</p> <p>その他の企業情報の取扱いについては、その企業ごとに判断されるものと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
<p>1. 検討の背景</p>	<p><b>【第二次提言案】</b></p> <p>企業は、顧客情報、財務企業情報等様々な情報資産を保有し、その活動において活用している。ICT 技術の進歩により、企業が保有し、活用する情報資産の量は膨大なものとなっている。さらに、近時はそれらの情報資産を社外に持ち出し、業務に活用することが増えている。～中略～ 社会全体としても、長時間の通勤時間の減少や、サテライトオフィス活用による地域雇用の確保、育児や在宅介護に対応可能な勤務形態の実現などに対する手段として、テレワーク等情報資産の社外での活用が有効なものと考えられている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>モバイルPC等による情報資源の社外での利活用は、ワイヤレスブロードバンド環境の整備を背景として、業務の効率化・パンデミック対策・テレワーク・エコロジーなどの観点から、企業ニーズも高まりつつあります。一方で、利用者の情報通信利用に関する不安感もあり、企業としての取り組みだけでなく、行政としての取り組みに期待が高まっていると考えます。</p> <p>モバイルPC等による情報資源の社外での利活用における環境整備やニーズの高まりの中、通信業界としても、お客様に安心してサービスをご利用いただくためには、技術の進歩・利便性の向上と、安全性・信頼性の確保とのバランスが重要であると認識しております。</p> <p>また、行政の取り組みへの期待としては、先の原口ビジョン I・IIにて、「経済・社会のあらゆる分野における ICT の徹底利活用の促進」や、「ICT パワーによるCO2排出量10%以上削減」への取り組み等が掲げられ、これらに果たす情報通信インフラの役割は大きく、その前提として利用者の理解と情報通信利用に関する不安感を解消していくことが重要と理解しています。特に、個人情報の安全管理措置の整備に関しては、スマートクラウド戦略におけるクラウドサービスにおける消費者の利用・権利保障の施策の推進、健康医療分野における ICT 利活用・情報バリアフリー等の政策の積極的な推進にも大きく寄与するため、優先的かつ実効的なサポートが必要と考えます。</p> <p>(法人 11: イー・モバイル株式会社)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘のとおり情報通信の利用に際し、国民の理解を高め、利用促進していくために国民の不安を解消していく取組が、業界・行政において重要な課題であると考えます。</p>
<p>3. 求められる安全管理措置</p>	<p>(3)について、技術的保護措置の検討において、具体的な安全性レベルの例について記述して頂きたい。</p> <p>②に記述の「利便性や導入コストと安全性とはトレードオフの関係」に関して、(3)の箇所に例の記述があると良いと考えたため。</p> <p>(法人 2: 日本ユニシス株式会社)</p>	<p>ご指摘の箇所に関しては、持ち出し時の安全管理措置を講じる際の基本的な考え方を記述したものです。</p> <p>なお、具体的な安全性レベルの例を記載する件については、個人情報取扱事業者の業種業態、規模、個人情報の取扱いの状況等により相違するため、一律に例示することは困難であると考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
<p>4. 漏えい等の発生時の手続の在り方</p>	<p>(6)第93～94ページ「Ⅲ4. (3)簡略化可能な手続」について</p> <p>この部分における整理で、物理的な媒体の紛失等と情報の漏洩・滅失・毀損が混同されているが、情報と有体物は混同されるべきではない。</p> <p>物理的な媒体が紛失等にあつたとしても、技術的な保護措置が講じられていたことにより、情報の漏洩・滅失・毀損があつたとは考えられない場合は確かにあるだろうが、例えば、暗号化がなされていたとしても、その紛失媒体に記録された情報のバックアップが取られていなかった場合など、やはり情報の滅失・毀損と評価されなければならない。また、真に利用者視点に立つならば、個人情報記録した媒体が事業者の従業員等によりどのような状況で紛失されたか、またどのような手段によりその情報の漏洩等が防がれたかといった情報は、利用者が事業者のサービスを選択する上で極めて重要な情報となり得るものである。あくまでガイドラインレベルの話だが、ある手続きを一概に省略可能とすることはかえって硬直的な対応を招く恐れもある。</p> <p>この部分における整理は、情報と有体物の混同に基づくのではなく、物理的な媒体が紛失等にあつたとしても、技術的な保護措置が講じられていたことにより、情報の漏洩・滅失・毀損があつたとは考えられない場合があるとする整理にした上で、どのような形のガイドラインが真に望ましいのかについてさらに検討が行われるべきである。</p> <p>なお、経済産業省の「営業秘密の管理に関するワーキンググループ「営業秘密管理指針の再改訂(案)」に関する3月18日×切の意見公募</p> <p>(<a href="http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595210004&amp;Mode=0">http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595210004&amp;Mode=0</a> 参照)の「参考資料3:各種ガイドライン等について」中で、我が国における情報管理に関するものとして16にも及ぶガイドラインがあげられており、他にも例えば、消費者庁のホームページ(<a href="http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou.html">http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou.html</a> 参照)で個人情報についてのみで39にも及ぶガイドラインがあげられているが、情報や事業毎に多少の違いが出て来るのはやむを得ないところもあるだろうが、同一分野に対してこの数はあまりにも多過ぎである。このようなガイドラインの過多から来るコンプライアンスの複雑化により正当な事業活動が妨げられている恐れもある。今後は、真の利用者視点に立ちつつ、このようなあまりにも多過ぎる各種ガイドラインの整理統合の検討が政府において進められることを期待する。</p> <p style="text-align: right;">(個人 65)</p>	<p>「物理的な媒体の紛失等と情報の漏洩・滅失・毀損が混同されている」とのご指摘ですが、本研究会ではモバイルPC(携帯端末機器等を含む。)、USBメモリ等のような記録媒体による個人情報の持ち出しが増加傾向にあることを踏まえ、モバイルPCや記録媒体を紛失等した場合でも、適切な技術的保護措置が講じられていることにより、本人に個人情報の漏えい等による二次被害が生じない時の手続の在り方について検討を行ったものです。</p>
	<p>監督官庁への報告(本提言Ⅲ 4. (3)④:94 ページ)において、本人への二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が施されている場合に「四半期ごとにまとめて報告することを認容」と例示し、提出期限の緩和等の措置を講ずることができる」と提言することに、賛同する。</p> <p>なぜなら、情報資産を社外に持ち出して活用する業務上の必要性が高まっている今日(本提言Ⅲ 1. (1):63 ページ)、報告手続を簡略化させることにより、今まで十分な技術的保護措置を講じていなかった事業者にも、個人情報持</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、報告内容の在り方については、今後適切な技術的保護措置を講じていた場合の報告状況、内容等を踏まえた分析・評価を十分に行った上で、必要に応じて検討されるべきものと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>出時に適切な技術的保護措置を導入するインセンティブが与えられ、社会全体において具体的な被害(いわゆる二次被害)が減少することが期待できるからである。</p> <p>今後も、情報資産の適切な社外持出自体を不必要に抑制せず、かつ事業者が適切な技術的保護措置を講ずるインセンティブを確保・促進する観点から、監督官庁への報告の簡略化について、報告内容を必要最小限にすることも含め、引き続きご検討いただきたい。</p> <p>(法人6: 社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会 情報法規専門委員会)</p> <p>(3)簡略化可能な手続</p> <p>『本人への二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が施されている場合には、四半期毎にまとめて報告することを認容する等、提出期限の緩和等の措置を講ずることは可能である。』との提言に賛同致します。</p> <p>なお、事業者が適切な技術的保護措置を施すインセンティブを促進すると共に、モバイルPC等の適切な社外持出自体を抑制しないよう、ガイドラインで記載される適切な技術的保護措置が施されている場合には、提出期限の緩和に加え、報告内容も必要最小限なものとするよう今後ご検討戴きたいと考えます。</p> <p>(法人8: 富士通株式会社)</p>	
	<p>(3)簡略化可能な手続き ①手続きの必要性</p> <p><b>【提言】</b></p> <p>一方で、モバイルPC等の紛失、盗難、破損等(以下「モバイルPC等の紛失等」という。)に際し、漏えい等が発生した個人情報に対して本人への二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が講じられている場合には、一部の手続の簡略化は可能と考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「情報資産を社外に持ち出して活用する業務上の必要性が高まっていること」及び「社外に持ち出した情報資産の安全性を確保可能とするサービスが出てきていること」等を鑑み、「漏えい等が発生した個人情報に対して本人への二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が講じられている場合には、一部の手続きの簡略化は可能と考えられる」との提言に賛同いたします。</p> <p>(法人10: NTTコミュニケーションズ株式会社)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>モバイルブロードバンドの普及及びモバイルPC利用シーン拡大と共に、モバイルPCの情報漏えいリスクに対す</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>る情報保護技術が発達しています。現行のガイドライン上では、モバイル PC 等の紛失等が発生した場合には、「通知」「公表」「監督官庁への報告」が必要である一方で、現在では、ガイドラインを策定した当初の想定より技術的保護措置も多様化し多額の費用をかけることなく最低限の安全性が確保できる措置導入が可能となっています。これらの状況からも、適切な技術的保護措置が講じられている場合、情報漏えいリスクと利活用のバランスの観点からも、一部の手続きにおいて、簡略化と緩和措置を設けることは一定の合理性があり適切と考えます。</p> <p>(法人 11: イー・モバイル株式会社)</p>	
	<p>(4) 適切な技術的保護措置</p> <p>【提言】</p> <p>手続きを簡略化することが可能な「適切な技術的保護措置」が講じられている場合については、次のようにまとめることができる。(中略)</p> <p>ウ 時間を経るごとに技術の安全性が変化することや、より安全性の高い技術が登場することも考えられるため、適切な技術的措置については、必要に応じて見直しをすることが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>「時間を経るごとに技術の安全性が変化することや、より安全性の高い技術が登場することも考えられるため、適切な技術的保護措置については、必要に応じて見直しを実施することが必要である」との提言に賛同いたします。</p> <p>なお、近年、新たな技術的保護措置として乱数化秘密分散技術等が実用化されており、今後の普及が期待されております。「電子政府推奨暗号リスト」について、従来の暗号技術のみならず、同等ないしそれ以上の技術的保護を実現する乱数化秘密分散等の新たな技術を評価対象として包含する形で見直すこと、及び ICT 技術の急速な発展に対応した短周期でのリスト改訂を実施することが、利用者のニーズに応じた多様な技術的保護措置の採用を推進し、情報資産の適切な活用を実現する観点から効果的であると考えます。</p> <p>さらに、利用者の予見可能性を高め、ICT の一層の利活用を促進するため、個々の技術やソリューションの「適切な技術的保護措置」への該当可否に関し、政府もしくは公正な第三者機関等による事前の審査を行う仕組み等の創設も有効であると考えます。</p> <p>(法人 10: NTT コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>適切な技術的保護措置の要件については、「5. 現行ガイドラインの改正の方向性」(3)で示しているとおり、新しい技術が登場した場合に、必要に応じて見直しを進めていくこととしています(提言(案)99 頁)。</p> <p>なお、第三者機関等による事前審査につきましては、今後の参考意見として承ります。</p>
<p>5. 現行ガイドラインの改正の方向性</p>	<p>(2)について、総務省による事故状況の分析・評価結果に基づくと、漏えい発生時にどのような被害を想定すべきかについて可能な範囲で情報提供をお願いしたいと思う。</p> <p>弊社においてリスク発生時に、二次被害、類似事案でのリスク内容を想定する際に参考にしたいため</p> <p>(法人 2: 日本ユニシス株式会社)</p>	<p>総務省において、事故状況の分析・評価結果をとりまとめる際の要望として参考となるものと考えます。</p>
	<p>(5) 手続の簡略化に当たっての留意点</p> <p>技術の発展に併せて、適切な技術的保護措置を見直すことが必要との方向性に賛同致します。セキュリティ技術</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>は継続して高度化していくことが必要であり、ガイドラインが固定化・陳腐化し、更なる技術開発やイノベーションを阻害しないようにすることが非常に重要と考えます。</p> <p>『適切な技術的保護措置が講じられていたときの手続の簡略化の考え方については、電気通信分野以外の分野でも同様であると思われることから、この提言が他分野における安全管理措置の在り方の検討に際し、参考とされることを期待する。』との提言に賛同致します。事業者が技術的保護措置の導入を検討するに際して混乱することの無いよう、政府として整合性の取れた制度整備を進めて戴くことを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">(法人8:富士通株式会社)</p>	

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
<b>IV 第二次提言全体の総論について</b>		
	<p>「その他」情報リテラシーの重要性 リテラシーの重要性を認識されていると見られる記述は端々に見られました。その点には好感を持ちました。ですが、語弊はありますが、付け焼刃的な対応で間に合わせると言う風にも見えました。</p> <p>情報リテラシーは義務教育から教えるべきだと考えます。</p> <p>何故なら、携帯電話やPCなどの情報端末にその時期から触れるからです。</p> <p>家庭と言う民間レベルで言っているのではありません。教育機関が現にそう言う風に行っているのです。</p> <p>ならば、そう言うものの弊害から身を守る術を、そう言う物に触れる頃から教えるのが当然なのですが現状はそうではありません。</p> <p>小さな頃から教育していけば、その子供が大人になり子供を育てるに至った時に、自身の子供にICT関係へ触れさせる場合に、より賢明な判断が出来る筈です。</p> <p>そう言った長期的な視点に着目した情報リテラシーの議論が見えなかったのが残念でした。</p> <p style="text-align: right;">(個人 34)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>(7)その他・提言案全体について</p> <p>前回の第1次提言案と同じく、この提言案全体を通じて、真の意味で利用者視点が全く踏まえられておらず、かえって利用者視点を踏みにじっていることは、極めて残念なことと言わざるを得ない。また、前の提言案の内容について、その後何らフォローアップの公表もなく、今回、第2次提言案が出されたが、このような無責任な提言の垂れ流しは行政のあり方として極めて問題がある。これらの点については、一利用者として総務省に猛省を促したい。</p> <p style="text-align: right;">(個人 65)</p>	<p>今後の参考意見として承ります。</p>
	<p>インターネットは通信の一種として位置づけられていますが、世界的に日々多様なビジネスモデルを加えつつ発展を続けていることから、従来の通信に関する法規制が想定していた枠組みを超え、メディアとしての性質も強くなりつつあります。そういった中で今回、当研究会におきまして、いくつかの未解決の問題点について整理がされたことは非常に有意義であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(法人4:ニフティ株式会社)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
	<p>1. 進化の早いインターネットや携帯電話のサービスについて、次々と現れる様々な課題に対して、利用者、事業者および関係者全てに配慮しつつ、速やかな問題解決をめざす総務省の取り組みに敬意を表するとともに、今後も、不断無く変化する環境に対して、引き続きかかる取り組みを継続されることを切望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(法人7:一般社団法人 オープンモバイルコンソーシアム)</p>	<p>提言(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

※このほか、提言(案)と関係しないご意見が6件あったが、記載を省略した。